

平成20年 3 月13日

午前10時00分開議

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	堀 岡 敏 喜	2 番	炭 竈 ふく代
3 番	山 口 敏 子	4 番	小坂井 実
5 番	佐 藤 高 清	6 番	佐 藤 博
7 番	武 田 正 樹	8 番	立 松 新 治
9 番	山 本 芳 照	10番	渡 邊 昶
11番	伊 藤 正 信	12番	三 浦 義 美
13番	浅 井 葉 子	14番	中 山 金 一
15番	安 井 光 子	16番	三 宮 十五郎
17番	黒 宮 喜四美	18番	大 原 功

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

5 番	佐 藤 高 清	6 番	佐 藤 博
-----	---------	-----	-------

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（31名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	加 藤 恒 夫
教 育 長	大 木 博 雄	総 務 部 長	北 岡 勤
開 発 部 長	横 井 昌 明	十四山総合福祉 センター所長	平 野 雄 二
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	村 上 勝 美	十 四 山 支 所 長	平 野 瞳
十四山スポーツ センター館長	平 野 茂 雄	総 務 部 次 長 兼 税 務 課 長	佐 藤 忠
民 生 部 次 長 兼 市 民 課 長	加 藤 芳 二	開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	早 川 誠
総合福祉センター 所 長	服 部 昭 男	教 育 部 次 長 兼 図 書 館 長	高 橋 忠
監 査 委 員 局 長	加 藤 重 幸	総 務 課 長	佐 藤 勝 義
企画情報課長	村 瀬 美 樹	管 財 課 長	渡 辺 安 彦
防災安全課長	服 部 正 治	保 険 年 金 課 長	佐 野 隆
環 境 課 長	久 野 一 美	健 康 推 進 課 長	鯖 戸 善 弘
福 祉 課 長	横 井 貞 夫	介 護 高 齢 課 長	佐 野 隆
児 童 課 長	山 田 英 夫	商 工 労 政 課 長	若 山 孝 司

土 木 課 長 三 輪 眞 士
下 水 道 課 長 橋 村 正 則
社 会 教 育 課 長 水 野 進

都 市 計 画 課 長 伊 藤 敏 之
教 育 課 長 前 野 幸 代

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 下 里 博 昭
書 記 岩 田 繁 樹

書 記 柴 田 寿 文

6．議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

- 議長（黒宮喜四美君） おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議規則第81条の規定により、佐藤高清議員と佐藤博議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 一般質問

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず浅井葉子議員、お願いします。

- 13番（浅井葉子君） 改めまして、おはようございます。

改選後の初議会となります3月議会に当たりまして、1番に一般質問をさせていただく機会を与えていただきましたことに感謝申し上げます。

私は、今回通告に基づきまして、公共施設の耐震について5項目と近鉄佐古木駅の整備について質問をさせていただきます。

最初に、災害に強く、安全で安心して暮らせるまちを目指し、震災に強いまちづくりが必要かと思い、質問させていただきます。

1項目めの市役所等の公共施設の耐震化率について質問いたします。

公共施設の地震対策については、災害対策活動の拠点や避難所となる施設、ライフライン関係の施設、あるいは多数の市民が利用する施設、そういう施設の耐震化を進めることにより、地震発生時による人命への重大な被害や市民生活への深刻な被害を抑制することができると思います。多方面にわたっておりますが、弥富市内において、公共施設全般にわたって今まで行われた耐震診断と耐震化の進捗状況はどのようになっていますか、お尋ねをいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 管財課長。

- 管財課長（渡辺安彦君） おはようございます。

それでは、浅井議員の質問にお答えをさせていただきます。

市役所本庁舎は昭和41年の建築、2,780平米であり、その後、昭和60年に840平方メートルを増築しました。平成8年に行った耐震診断では、増築部分は、予想される東海地震などの大きな揺れに対して倒壊や崩壊の可能性が低いという結果が出ておりますが、面積で7割を

占めるもとからの庁舎は、倒壊または崩壊する危険性があるという診断結果が出ております。

耐震化率につきましては、学校、保育所、児童館を除くその他の公共施設につきまして、24施設29棟のうち、市役所を初め9棟が耐震化されております。率にして68.9%ということになります。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

○児童課長（山田英夫君） それでは、児童課所管の公共施設についてお答え申し上げます。

現在、保育所9カ所、児童館5カ所、のびのび園が1カ所、子育て支援センターが1カ所、児童クラブが7カ所の計23カ所でそれぞれ事業を行っております。耐震診断の調査は、昭和56年以前の建物についてすべて調査しておりますが、いずれの施設につきましても耐震判定は指標値以上のため、耐震性を有しているという結果が出ておりますので、児童課所管の施設については耐震化率は100%オーケーということでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

○教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） それでは、学校施設等の関係につきましてお答えいたしたいと思います。

学校施設の耐震化率でございますが、今年度末で62.2%。この62.2%の中には、今回の弥富中学校の移転・改築の分も含まれております。平成20年度に弥生小学校北校舎と、それから桜小学校の北校舎及び白鳥小学校の屋内運動場の耐震補強工事を予定しておりますので、平成20年度末の耐震化率は70.5%になる予定でございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○13番（浅井葉子君） 各方面にわたって今お話をお聞きさせていただいたんですけど、とても今全体に筆記することができないもんです。各課にわたりまして耐震調査をされた耐震化率とか、そういうものを一度、表などにしてお示しがいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 管財課長。

○管財課長（渡辺安彦君） 公共施設の耐震性の公開につきましては、各施設管理者において公開とまでは言えませんがオープンにしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

表につきましては、よその市町村はインターネットのホームページで公開をしているところもありまして、それを参考に、今後何らかの方法で公開をしていきたいと考えております。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○13番（浅井葉子君） 今お聞きさせていただきますと、児童課担当のところは耐震化率はオーケーということで、教育も徐々に進めておっていただくということなんですけど、今後の取り組みは計画をもって行っていただきたいと思います。

先ほどのお話の中にありました公共施設の中でも最も災害対策の拠点となる市役所の庁舎

について、再度お尋ねをさせていただきます。

先ほどから言っておりますように、災害の対策本部や災害応急対策の指揮をとったり、情報伝達活動を行う拠点として、大変この庁舎は重要な役割を持つところだと思います。今年度設置を予定されてみえます同報無線についても、この庁舎に無線の拠点を置かれるようなお話をお聞きしました。弥富のこの庁舎は、弥富市の本当に心臓部分だと私は思っております。愛知県庁においても、西庁舎の耐震工事も終了して、現在本庁の耐震化が進んでおると聞いております。今、この弥富庁舎にそのような防災拠点的なものを置かれるというお話なんですけど、どのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（北岡 勤君） 市役所の庁舎の防災拠点としての考え方でございますが、この件につきましては、旧弥富町の時代に弥富中学校の耐震の協議がなされておりますが、そのときに弥富中学校の建設とあわせて、市庁舎の建設も協議をされております。当時の議会で学校をまず優先させるべきだというような結論になりまして、弥富中学校がこのほど完成をしたということでございます。今後につきましては、この議会でも提案させていただいておりますが、公共施設の整備基金を設置いたしまして、その基金をもとに対応をしていくということになると思います。

無線等の拠点のことにつきましては、確かに庁舎につきましては耐震性に問題があるということでございますので、これまでもいろんな協議をしておりますが、十四山支所の方にこちらと同じような設備を持っております。そういうことの中で、万一の場合につきましては、支所においても補助的な施設というようなことで位置づけをしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○13番（浅井葉子君） 私は、万が一というわけではなく、最初から耐震性をクリアしておる十四山支所の方に防災拠点を置かれた方が、いざ災害となったときに、こちらがつぶれたら十四山の方で対応しますとか、そういう問題じゃなく、まず防災の拠点ということを十四山の支所の方に置かれた方がいいんじゃないかと私は思います。いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（北岡 勤君） 確かに、耐震性という問題から見ますと、その方が安全性は高いと思います。しかし、現在事務をとる機能としては、この市役所の庁舎の方にすべてございますので、事務の効率化等いろんな面から考えて、まずこちらの方で整備をしていくのが一番いろんな面で効率的な仕事に対応できるというように考えております。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○13番（浅井葉子君） 市長にお尋ねをいたします。

行政改革という方面も取り組んでおっていただくとと思います。やはり防災安全の一番拠点というものを、事務の効率化のみにとらわれずに、私といたしましては、本当に災害が起こったときに機能するということが弥富市としての安心・安全を守ることだと思いたいますが、市長はいかがお考えでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

浅井議員の御質問にお答えする前に、私の方から一言御報告をさせていただきます。

過日３月７日に教育委員として同意いただきました大木博雄氏が、その当日３月７日に教育委員会の方で教育長という任命をいただき、３月８日付で教育長として任命されております。そして、きょう本会議に御出席いただいておりますということをまずもって御報告申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

今の浅井議員の防災関連に対する御質問でございますが、まず前提といたしまして、安心・安全のまちづくりをするということは、行政に携わる者として、また議会の皆さんにおいても最重要課題だということをおねがひ申し上げてまいりました。そうした中において、防災の拠点をどこに置くかということにつきましては、先ほど総務部長が答弁をしたとおりでございます。やはり人であるとか物であるとか、そういったような効率を最大限考えなくては行けない。しかし、本丸が、いわゆる本庁が耐震性にすぐれていないということにつきましては、技術的なことを考えながら、その防災拠点のつくり方を業者とともに考えていくということをおねがひ申し上げてまいりたいというふうに思っております。そしてなおかつ、そのサブシステムとして十四山支所というものを有効に活用してまいりたいということをおねがひ申し上げますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○１３番（浅井葉子君） 市長もサブシステムとっておってくださるんですけども、壊れてからでは機能しないというふうに私は考えておりますので、ぜひとも前向きに考えていただいて、弥富市の安心・安全を勝ち取るためにも改革を進めていっていただきたいと思いたいます。

それと、先ほど申された小学校、中学校、保育所などの施設というものを前提に考えて、弥富中学校の建設ということで庁舎の方の整備がおくられてきておるといってございすが、基金を積んでいただいて、果たしていつぐらいの予定をしておみえでしょうか。この７割近くが倒壊する可能性があるという現状を踏まえた上で、今年度から基金を積みますということなんですけど、本当に東海・東南海が叫ばれておる時期でございますが、計画的にはどのような計画を立ててみえますでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 副市長。

○副市長（加藤恒夫君） 先ほどのお尋ねでございますが、公共施設整備はまだまだいろいろございまして、御指摘のような庁舎が先回の、先ほどお話がありましたように、弥富中学校のときに皆さん方に御議論いただきまして、最優先は中学校、役場はその次にしようということで御意見をいただいたわけでございます。そういった中で、今日、耐震等をすべてチェックさせていただいた結果、今お話がありましたように、まだ中学校も今後の中で70%ということでございまして、保育所の問題もまだ木造が2ヵ所あるというようなことも踏まえて、また特定の小学校のマンモス化という問題も控えております。そういったことをいろいろ考えてみますと、非常に膨大な今後の設備投資費が必要ということでございまして、本年度から公共施設の整備基金としまして、とりあえず1年を枠とした場合でございますが、できれば、非常に厳しい財政状況ではございますけれども、1年に何とか3億円ぐらいたータルの中で目標として進んでいきたいなあということは考えておるわけでございます。そうした中で、5年を経過すると15億ということでございますが、いずれにしても、やはり45億から50億ぐらい必要な状況でございます、愛知県下の最近の庁舎を見てみますと。人口等を含めて。そういったことを考えてみますと、この計画が、いつすべて災害につきまして対応をとれる施設になるかということでとらえますと、ちょっと先はございますけれども、なるべく早いところ、特に重要なところから順次整備をしまいたいと、このように考えておりますので、今、何年ということについてはちょっとお答えできない状況でございますが、また議員の皆様方といろいろ御相談申し上げ、対応をとってまいりたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○13番（浅井葉子君） 副市長から今お答えをいただきました。

小学校、中学校、保育所などの施設は、どれをとっても弥富市を担う大切な子供さんたちが勉強や運動をする施設ですので、耐震工事を早くしていただかなくてはならないと私も思っております。

それと同時に、弥富市の拠点となる庁舎の耐震工事、また危険であれば対策をとっていただかなくては、市民の皆さんが安心して生活ができないと思います。言葉だけの安心・安全のまちづくりでは私はいけないと考えております。年3億、40億から50億という気が遠くなるような年月を要することでございますので、ぜひとも努力していただいて、早期に住民の皆さんが安心して任せられる、そんな庁舎にしていだきたいということをお願いいたしておきます。

その中で公共施設の関連なんですけど、十四山東部小学校の北校舎の方は改築基金がおよそ1億1,300万ぐらいあると思いますが、今後の予定をお聞かせいただきたいと思います。危険ということで今使用はされていないと思いますが、どのような方向性で考えてみえますか、

お尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

○教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） ただいまの浅井議員にお答えしたいと思います。

十四山東部小学校の北校舎改築基金、先ほど議員が言われましたとおり、1億1,300万円強となっております。今後につきましては、十四山東部小学校北校舎の改築が必要となった場合に、その基金を取り崩しをして建設に当たるということになると考えられます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○13番（浅井葉子君） 大まかなお答えで、必要となったときにというお話なんですけど、ちょっと弥富市内の各学校を見させていただいたり、お話を聞いたりすると、栄南小学校とか桜小学校などは総合学習の施設が設置されておると思いますが、そのような施設を、それとも必要となったときだと思うんですけど、必要となったときということに対して、どのような考えでしょうか。子供がふえたから入れなくなったときとか、それじゃなくて、より教育を充実させるために必要となったときか、余りにも大きく表現しておっていただくので、私としては内容が把握しかねるんですけど、もう一度お願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

○教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） どうも失礼しました。

先ほどの改築が必要となった場合ということでございますが、教育委員会の方としましては、できるだけ早い時期、例えば22年度までに旧弥富地区の耐震化工事をするということでございますので、それにあわせるように、22年度までにはできるだけ補強工事をやっていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○13番（浅井葉子君） 改築基金1億1,300万ぐらいなんですけど、これは補強工事をされるんですか、もう一度お尋ねいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

○教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） 補強工事もございますが、十四山東部小学校の北校舎については、いずれ今の校舎の改築、要するに先ほど議員が言われました総合学習的なものと、それとあと人数がふえれば校舎等となりますが、校舎等以外のいろんな総合学習的なものになれば、そのときに中を改築する基金でございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○13番（浅井葉子君） 補強から一転しまして総合学習の施設、私が申し上げた方に方向が変わったんですけど、ちょっと一転二転されると、本当に方向性はどのように考えてみえるか。改築基金ということですので、私としては、同じ市民の子供さんですもんで、総合学習

とか、そういう特別な教室とかをつくっていただくという方向で御返事が今いただけましたので、そういう方向を希望して、また御返事いただいたとおりに進めていただくということをお約束がいただきたいと思います。もう一度、教育部次長お願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

○教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） 議員の、先ほど質問のあったように、できるだけその方向でいきたいと考えております。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○13番（浅井葉子君） 就任されたばかりの教育長、今、次長がそのようなお話なんですけど、教育委員会という方向から考えまして、今お答えしていただいた総合学習特別教室等の校舎を改築して、そういう施設をつくるという方向でよろしいでしょうか、再度確認いたします。

○議長（黒宮喜四美君） 大木教育長。

○教育長（大木博雄君） 最終的な方針につきましては、教育委員会の中でさらに協議をさせていただいて決定させていただきますので、ここで最終的な結論ということについては控えさせていただきます、こう思います。

〔6番佐藤博君「目的は目的だがね。きちっとせないかん、目的は。方針はいいわ」の声あり〕

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○13番（浅井葉子君） 私も今申し上げようと思っておりました。これは目的基金になっておりますもんで、あまり一転二転されないようお願いしたいと。同じ弥富市の子供さんでするので、平等に扱っていただく。必要となったときにやりますとか、そういうことは一切今後ないようによろしく願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

市内の橋梁の耐震について質問をさせていただきます。

先ほどから申し上げておるように、東海・東南海地震の逼迫性が指摘されております。被災時の円滑な救急・救援活動や緊急物資の輸送、復旧作業の支援など、道路と橋梁の果たす役割は大変重要となっております。新潟中越沖地震においても、耐震補強された橋梁では甚大な被害はないと聞いております。現在までの市内の橋梁の耐震の進捗状況と今後の取り組みについて伺います。担当課長よりお願いをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（横井昌明君） 市内の橋梁耐震対策の御質問でございますが、橋梁につきましては、今言われましたように、災害時における道路網を確保するために大変重要な役割を帯びております。平成18年度から主要幹線道路の15メートル以上の橋梁を最優先に実施しており、18年度には3橋、19年度には2橋、20年度、来年は坂中地橋、二ツ杵橋、筏大橋の3橋の耐

震対策を予定しております。また、平成21年度よりは15メートル以上の橋梁の点検を実施し、長寿命化修繕計画を作成したいと考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○13番（浅井葉子君） ありがとうございます。

20年度に坂中地橋ということで、私もあそこの橋はいつも通っておりますが、少し真ん中が盛り上がっております。それで、橋の上でなかなか車のすれかわりもできないということで、なれておる者は手前でとまっておるんですけど、橋げたも大分曲がってしまっておるので、それと12トン以上は通行禁止と、そんなような指示もしてあります。今年度、そこを補強していただくということを今お聞きしましたので、ちょっと一安心をさせていただいております。早期に効果的に橋梁の工事が行われるようお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

1項目めで管財課長さんの方からちょっとお話が出ておりますが、公共施設の耐震性の公開について質問させていただきます。

弥富市として今年度も耐震工事が、先ほど教育の方からもお話をいただいたように、小学校費の予算の中に入っております。特に学校、保育所、公共施設は、日常的に子供たちや市民の皆様が大変多く利用されておる施設でございます。災害時に避難所となる公共施設は地震に対して本当に安全なのか、市民の皆様は建物の安全性に不安を抱いておみえだと思えます。先ほど申されたように、東海市では公共施設の耐震化状況を耐震診断に基づいてホームページで公開いたしております。この診断結果をもとにして、耐震指標値の低い施設から計画的に耐震化を図っていきまると、その東海市のホームページには書いてあります。市民の災害への不安は大きく、屋内運動場を初めとする避難所の公共施設の整備は緊急な課題となっております。先ほどから何度も申し上げておることでございます。弥富市として、公共施設の耐震性と市内三十数カ所ある避難所の耐震性の公開、先ほど「やっていきたいと思います」というお話だったんですけど、もう少し具体的にお知らせがいただきたいと思えます。

○議長（黒宮喜四美君） 管財課長。

○管財課長（渡辺安彦君） 先ほどもお答えさせていただきましたように、何らかの方法で公開をしていきたいと考えておりますが、東海市、それから愛知県も公開をしておりまして、その辺をよく勉強させていただいて、どんな方法で公開させていただくかというのはちょっと勉強させていただきたいと思えます。よろしくお願いします。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○13番（浅井葉子君） 先ほど申し上げましたように、東海市はホームページで公開しております。ホームページに限らず、広報で公開するとか、愛知県はどのような方向でやってみえるか、いろいろな方向をとっておっていただくとおもいますが、やはり市民の皆様が安心し

て公共施設を利用できるよう、また避難ができるよう、耐震性について積極的に公開をしていただくことが必要かと思いますので、お願いをいたします。

4項目めに入らせていただきます。公共施設の家具、書庫の転倒防止についてお伺いをいたします。

弥富市のホームページ、これは防災安全課の担当だと思いますけど、家具の転倒防止対策としてホームページにいろいろ注意書きが掲げられております。地震の場合、家具が倒れると逃げ道をふさがれ、震度7の地域では家具が転倒して部屋全体に散乱し、冷蔵庫やピアノは移動して、テレビや電子レンジは空を飛ぶような、そんな日常では考えられない現象も確認されたと弥富市のホームページに掲載されております。その中で、L形金具で固定とか、積み重ね家具は上下を連結するとか、いろいろ説明をさせていただいております。各家庭でも、そういうホームページ、また広報等で防災知識の一環として取り組んでおっぴ見える家庭が多くあると私は信じております。そういうホームページで市民の皆さんにいろいろ啓発してみえる。果たして弥富市の公共施設の、例えば学校、図書館、庁舎の事務所、いろいろな昔からの大切なものが保管してある民俗資料館、それとお年寄りが多く利用される福祉施設、そういうところの家具、書庫について、転倒防止対策、また点検ということは行っておみえでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 管財課長。

○管財課長（渡辺安彦君） 市役所における家具、書庫等の転倒防止策は、一部でこうした部分があります。また、最近建築されたものは、つくりつけ家具等が設置してあるところもあります。ですが、部分的にできていない部分もありまして、今後早急に対策を講じていかなければならないと考えております。

○議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

○教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） それでは、学校関係に対する転倒防止策としましては、倒れたり落下して子供たちに危険を及ぼす可能性のある靴箱、それからロッカー、テレビなどに耐震パッドや金具を取りつけるよう各学校に指導するとともに、市としましても購入し、配付をしております。今後も、子供たちが安心して学校生活が送れるように進めていきたいと考えております。

また、図書館の棚につきましては備えつけでございますので安全というのもありますが、今後、落ち度がないように一度点検・調査させていただいて、安心できるように考慮していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

○児童課長（山田英夫君） それでは、児童課所管のことについてお答え申し上げます。

保育所では保育室など常時子供さんを保育しておりますが、そういったところの保育室に

おいては、できるだけ背の高い家具等は置かないようにし、どうしてもロッカー等、背の高いものについては、上にものを載せないように日ごろより配慮しているところでございます。また、特に危険な家具については、先ほど議員さんがおっしゃられたようなＬ型の転倒防止用金具を取りつけられるところは取りつけるように努めているところでございます。特に危険なピアノ等の重量物につきましては、転倒や移動防止用の足どめ対策を実施しておるところでございます。いずれにしましても、それぞれの施設におきまして防火管理者を選任しておりますので、地震で当然火災の発生も想定されることもございますので、再度施設の点検を実施し、安全の確保に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 民生部次長。

○民生部次長兼市民課長（加藤芳二君） それでは、福祉施設関係３ヵ所の御説明を申し上げます。

十四山の総合福祉センター、また弥富の総合福祉センターいこいの里等でございますけれども、家具等についてはほとんど備えつけでございます。また、事務所における備品等についてはほとんど低床でございますけれども、テレビ等の比較的転倒する可能性があるものについてはこれから安全対策を講じてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○１３番（浅井葉子君） 各課にわたって、また各部にわたって回答をいただきました。

やはりそういう警鐘を鳴らすということが今後の災害を少しでも減らすことができると思いますので、ぜひ今後とも取り組んでいていただきたいと思います。

５項目めの質問に入らせていただきます。

旧十四山村の産業会館の今後の方向性について、お伺いをいたします。

危険な建物として使用を禁止されましてから２年以上たっております。隣接しております東部小学校は、コミュニティーの行事で運動場も多く使うと思います。今、車社会の現状からいっても、駐車スペースも狭く、大変危険な状態となっております。今後の産業会館の方向性をお尋ねさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 管財課長。

○管財課長（渡辺安彦君） 旧十四山村産業会館は耐震構造ではなく、また十四山地区公共施設活用検討委員会でも意見が出されておまして、現在、取り壊しの方向で考えております。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○１３番（浅井葉子君） 今お答えいただいたように取り壊しの方向ということでございますので、危険な建物は早いところ取り壊しをしていただいて、今後、産業会館の跡地の有効な利用を考えていただきたいと思います。

先ほどのお話、ちょっと出ておりましたが、産業会館と同じように、十四山地区の公共施設について検討委員会が開催されておるとおもいます。ここにちょっと新聞を持っておりますけど、先日新聞に掲載されましたこちらの方の内容を読ませていただきますと、「十四山施設活用案まとまる」ということなんですけど、こちらの方は決定でしょうか、お尋ねをさせていただきます。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

十四山地区公共施設の検討委員会でございますけれども、この委員会は過去４回ほど実施をさせていただいております。十四山地区の有識者を中心といたしまして、戸谷委員長ほか20名の方で構成をさせていただいております。さまざまな公共施設に対しまして、今後の利用方法というものを御意見いただいておりますところでございます。まだ今現在は、それぞれの施設におきまして御意見をいただいておりますところございまして、すべてのことに対して最終的な決定を見ているということではございません。しかし、部分的におきましては、それぞれの施設の中においては方向性が定まっているという物件もございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○１３番（浅井葉子君） 十四山地区のそれぞれの団体の有識者の方に御意見をいただいて取りまとめをしておっていただく、本当にいいことだと私は思います。それぞれの分野で発言をされ、旧十四山村の施設について有効に活用していけるということを発言して、またそれを行政の方で酌みとっておっていただくということは本当にいいことだと私は思います。

議会の方への内容の報告はいつしていただけますでしょうか。といいますのは、私どもは、旧十四山村の公共施設の利用の方向のことは合併によって起こってきておるとのことだと思っております。合併協議会で今後の取り組みについて調整項目とか、いろいろ上げてあると思います。私どもも合併協議会に参加して、今後の施設のあり方について、いろいろ住民の方々からも説明を求められております。そういう面において、新聞での報道のみというのが今の現状となっております。議会への内容の報告は、いつしていただけますでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 浅井議員にお答え申し上げます。

先ほどもお話ししましたように、今現在は公共施設の検討委員会の中でさまざまな公共施設について討議をしている最中でございます。また、委員長ともよく協議させていただきながら、議会の方には御報告させていただきます。

なお、マスコミ等におけるああいう記事の、ある意味では私どもとしてはすっぱ抜きというふうに理解するわけでございますが、そういった形のもので、私ども行政の者はマスコミ

の記者に対して一々そういうことを報告したわけではございませんので、あしからず御理解を賜りたいと思います。あくまでも新聞記者の独断の考え方で記事にしているというふうに御理解ください。よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○13番（浅井葉子君） メディアですので、どうしても私どもはそれを見させていただいて、一住民の方々がこういうふうになったのと言われたときに、いやまだ議会では報告はいただいておりますと、それを申し上げるのみしか今の状況ではできないと思います。

反対に、私どもも合併協議会に参加して、今後の旧十四山村の公共施設のあり方については、いろいろ合併協議会でも検討を進めてきたわけでございます。十四山地区の議員としてとか、議会として、そのような公共施設の今後の取り組みについて意見を述べさせていただく機会は与えていただけますでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 公共施設の検討委員会におきましてオブザーバーで御参加いただけるということもございますので、これは委員長判断ではございますけれども、そういった形でまた御意見等をお聞かせいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○13番（浅井葉子君） 前向きなお答えをいただきました。やはり合併協議会に参加して、今後の旧十四山村の施設をどのように使っていくのか、皆さんの御意見をお聞きすることもありますし、やはり議員として発言していくことも必要かと思っておりますので、市長の前向きなお答えをいただきまして、ありがとうございます。ぜひとも委員長の方に申し出て、そのような体制ができ上がることを期待いたしております。

2件目の質問に入らせていただきます。

近鉄佐古木駅の整備で、市営の無料の駐輪場の設置について伺いをいたします。

現在、佐古木の駅の周辺には駐輪が目立ち、歩行者や車の妨げになっております。道路まで自転車がはみ出したり、車が通るのに困難なばかりか、歩行者の安全な通行を妨げることもあると伺います。つい最近、南口の自転車預かりも閉鎖され、駐車場に変わられたとのお話をお聞きしました。そういうことが原因とは申しませんが、偶然とめてあった自転車が山積みになってしまったということもお聞きしました。高校生の娘さんが学校から帰ってきたら自転車が山積みになっておって、その一番下にあった。お父さん、自転車が一番下だからなかなか出すこともできんといって家に電話をされ、親さんが出かけて下から引っ張り出して帰ってみえたということもお聞きしました。佐古木の駅に無料の市営の駐輪場を設置される考えはありませんか、お尋ねをいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 都市計画課長。
- 都市計画課長（伊藤敏之君） 近鉄佐古木駅関連の整備事業につきましては、平成元年度から平成3年度までにかけて整備がなされております。御指摘の市営による無料駐輪場の設置の御要望でございますが、近鉄佐古木駅関連の整備事業の際に、有料ではございますが、屋根つきの駐輪場が整備されてございます。駅の南側に100台、北側が400台の自転車が収容できる施設と、民間でも数軒の自転車預かり所がございます。調査資料、パーソントリップ調査でございますが、近鉄佐古木駅の自転車の利用数は約380台でございます。十分収容可能な状況でございますので、現段階では駐輪場の設置は考えておりません。しかし、議員御指摘の現状につきまして、駐輪場の近くにとめられる方が非常に多くあり、多くの自転車が駐輪場からはみ出した形となっておりますので、これは近鉄の敷地の中がほとんどでございます。改善できるよう関係機関に要望してまいりますので、よろしくお願いいたします。
- 議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。
- 13番（浅井葉子君） 現在、近鉄弥富駅には無料の駐輪場を設置して、自転車の整理を担当される方も配置してみえると思います。私としては、やはり弥富市の自転車駐輪条例というもののにのっとって、同じような体制を佐古木の駅にもお願いしたい、そのように要望させていただき、先ほど課長が申されたように、少しでも自転車の無断の駐車で交通の妨げとか歩行者の安全とかが妨げられることのないように、各関係機関にしっかりと要望していただくということが必要かと思っておりますので、よろしくお願いいたします。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
- 議長（黒宮喜四美君） 1時間近くなりますので、暫時休憩をします。再開は11時5分いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時53分 休憩

午前11時03分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に安井光子議員、お願いします。
- 15番（安井光子君） 皆さん、こんにちは。安井でございます。  
私は、通告に従いまして3点について質問をさせていただきます。  
まず1点目、十四山保健センターの存続についてでございます。  
十四山地区の住民の皆さんの意思を、私は過去3回にわたってお尋ねをしてまいりました。まず1回目は昨年6月、乳幼児を持つ保護者の方へのアンケートの結果では、97%の方が「保健センターは存続してほしい」「母子保健は十四山の保健センターでやってほしい」とい

う御意見でした。2回目は昨年11月、全住民の方を対象に住民アンケートをお配りして、その結果は76%の方が「十四山の保健センターを存続してほしい」、こういう御意見でした。3度目、ことしですが、保健センターの存続を求める要望署名、これは若いお母さんたちの発案で取り組みました。その結果、1,131筆、有権者の約2割に当たる署名が自主的に寄せられました。住民のこの署名の重み、また住民の強い願いがあらわれているのではないのでしょうか。この要望署名は、住民の代表者とともに、3回に分けて市長のもとにお届けしておりますが、この署名の重み、住民の強い願い、地方自治法の本旨から見て市長はどのように受けとめておられますでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 安井光子議員にお答え申し上げます。

先ほど十四山保健センターの存続についてという中で、過去の議会での議員からの御質問、あるいは今現在での十四山公共施設の委員会等における質疑、そして今回1,131名の署名をいただいたわけですが、この市民の声というのは非常に大きな声というふうに受けとめております。しかしながら、今、委員会の方で、さまざまな形で皆さんの方から御協議をいただいておりますが、そういった中で今現在の方向性としては、この存続については一応旧弥富町の保健センターで統括していこうという考えを今現在のところは持っている次第でございます。皆さんの民意については非常に大きなものであるということを受けとめさせていただいております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） 次の問題に移ります。十四山保健センターの位置づけと、その役割について質問をさせていただきます。

昭和62年、十四山の保健センターが開設されました。保健師さんや職員の皆さんなどの御努力で、住民の命を守り、健康づくりの拠点として住民に愛され、親しまれ、頼りにされてきました。この歴史の重みが、また十四山を合併によってさびれさせないという住民の思い、何としても十四山の保健センターは残してほしい、こういう強い願いになっていると私は考えます。

まず一つ目、十四山公共施設有効活用検討委員会で十四山支所などの位置づけは、東部・南部地区市民センターとしての機能を持たせるとしてあります。保健センターも十四山だけではなく、鍋田地域、そして佐古木地域の方に御利用いただけるようにしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

○健康推進課長（鯖戸善弘君） ただいまの質問についてでございますが、現実のところにおきましては、弥富市の方ですべて健診とか乳幼児の予防接種は行わせていただいております。

それで、参考までに少し調査をしましたところを報告させていただきたいと思います。

今、弥富市の乳幼児の人口が400人余りです。そのうち十四山地区の方だけですと10分の1ほどになります、乳幼児の数が。そうすると40人程度になるわけで、それであと栄南地区、あるいは佐古木地区、佐古木の中でも、いわゆる白鳥の中の佐古木といったらかなり限られてきます。そうしたことを含めた場合ですと、まだまだ人数的には少なく、全体の中で4分の1、あるいは5分の1程度になるわけです。そうした中でセンター機能ということは、ちょっとまだ議論の中では煮詰まっている部分ではございませんでして、そのあたりのところを入れたところでも、費用対効果でいくとかなり厳しい状況かというふうに理解はしております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） 今、費用対効果と言われたんですが、保健センターの役割から見まして、やはり人数が栄南、佐古木地区を入れると4分の1ないし5分の1ということでございまして、費用対効果を考えたらちょっと難しいようなお答えでございましたが、一度、栄南地区、それから大藤地区、佐古木地区、佐古木地域白鳥も含めた場合、そういう方々とお話し合いをしていただく。そして、どうするか御検討いただくということも私は必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

それからもう一つ、次の問題もあわせて質問をさせていただきます。

新年度から2012年度までの弥富市健康増進計画、特定健診実施計画、生涯健康のまちづくりが作成され、私もいただきました。市民すべてが元気で生き生き暮らせるまちづくりを目指すのであれば、保健センターをなくすのは、その趣旨に逆行するのではないのでしょうか。住民の中にどっかりと位置づけて、健康づくりの拠点として発展させていくのが地方自治体の役割ではないかと思います。

以上の2点について回答をお願いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

○健康推進課長（鯖戸善弘君） 1点目の内容につきましてですが、今すぐそのことについて検討委員会を設けるかどうかについては即答できることではなくて、検討委員会の方も開いておりますし、そちらとの関係もあるかと思いますが、まず健康推進課の私の立場でそのように回答させていただきます。

それから2点目の、健康増進計画を議員の皆さんのところに配らせていただいたわけですが、基本的に保健事業のさらなる推進のことを考えながら、そのための計画書ということで作成しております。今、弥富の保健センターが基本的にセンター機能ということでさせていただいてまして、そこで充実した保健事業をさせていただくこと、また保健師が地域に出向くことも含めながら考えていくと、弥富市の今のエリアの面積、あるいは人口、あるいは

そこまで来ていただく距離的なことを考えれば、弥富市保健センターがセンター機能という位置づけで決して事業が低下するものでないと、そのように考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） まず、一つ目の問題でございます。鍋田地区や佐古木地域の方にも御利用いただけるようにしてはどうか。ここでの御検討については、市長の方からお答えいただきたいと思います。

それから、弥富保健センターがセンター的な機能を十分果たせるというお話でございましたが、鍋田の方の方もそうだと思うんですが、十四山でも、若い方もそうですが、弥富の保健センターに来ると駐車場は狭い、込み合う、そして順番取りに1時間も前から、おばあちゃんなんかも来て順番取りに待っている、こういう事態。それから、お年寄りの方は、がん検診とかいろんな申し込みが今までは十四山の保健センターでできました。保健センターがなくなると、足がない方も自転車を踏んで弥富の保健センターまで行くのは本当につらいわなあという声をたくさんいただいております。だから、保健センター、中心はセンター機能を果たしていただき、あと支所のような形で十四山の保健センターも残していただいて、規模は縮小したとしても、地域の住民の健康を守っていくという役割を持たせるべきではないかと私は考えます。ぜひお答えください。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 安井議員にお答え申し上げます。

私どもは、すべての施設を費用対効果という物差しだけで、その施設の価値観をはかっているわけではございません。その建物がいかに利用されているか、あるいは今後どういう形の中で改善していったら、より多くの市民の皆様に御利用いただけるかという物差しの中でいろんな御意見を今、公共施設の委員会の方でいただいているということでございます。今後におきましても、このような委員会での貴重な御意見を参考にさせていただきながら、方向性を私どもとしては決めていかなきゃいかんというふうに思っております。決して保健センターを費用対効果だけではなくて、後ほど御質問があるかもしれませんが、私どもとしては現在の十四山地区における不足している子供さんに対する児童館の問題であるとか、あるいは子育て支援センターという形であの保健センターを再活用していくということを考えながら委員会の方にも臨んでいるわけでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） 次の問題に移ります。十四山公共施設有効活用検討委員会の検討結果と法制上の手続について質問をいたします。

検討委員会では、十四山保健センターは、今市長が言われましたように弥富市の保健セン

ターに一本化し、児童館、特定健診事業、子育て支援センター、公民館活動「ちびっ子」として利用していくという検討結果が出されております。それで、ほかの施設に転用した場合の法制度上の手続はどうなりますでしょうか、お答えください。

○議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

○健康推進課長（鯖戸善弘君） 今の質問についてお答えをさせていただきます。

用途を変更していくということになりますと、一つにおきましては、弥富市保健センター条例の中に弥富市の十四山保健センターの文言が書かれております。その部分を改正していくことを議会でお諮りいただくということが、まず議会との関係であります。

それから、あと用途を変更していくに当たりまして、県に対して用途変更の手続をしていくことになります。それから、建設当時におきまして国庫・県費補助金をいただいております。それで用途変更の手続を国・県に対してやっていく義務というのがあります。特に変更したから補助金を返すとか、そういうことはございません。その後、児童館とか子育て支援センターを活用するための改修工事に取りかかるようになるかと考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） 次に、お尋ねをいたします。

私は、検討委員会の傍聴にも1度参加させていただきました。この検討委員会の構成員は、市長の下部組織、または補助団体の責任者、市長は先ほど「有識者」と言われましたが、そういうメンバーで構成されております。検討委員会のメンバーの中からも存続の声が出たようではございますが、保健センターを廃止されることによって本当に困っている人たちの生の声が反映されにくい組織になっていること、これが問題ではないでしょうか。一般公募の人たちを検討委員会などには数人必ず入れるべきだ、そして御意見を聞くべきではないかと思います。なぜ入れなかったのか。そして、今後いろんな検討委員会も持たれると思いますが、必ず公募の委員を入れていただくことについて御質問をいたします。

次に、まとめて二つの問題についても一緒に御質問いたします。

初めに廃止ありきで、それを役職者ばかりの検討委員会で後押しするようなやり方は、市民のお役に立つ市政とならないのではないのでしょうか。住民の意向を尊重し、議論を重ねて、納得と合意の上で慎重に事を進めるべきではないかと私は考えますが、いかがでしょうか。これが2点目です。

3点目は、条例の定める重要な公の施設のうち、条例で定める特に重要なものについては、これを廃止し、または条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。地方自治法の244条の2では、このようになっております。これに基づいて議会の議決が行われると考えておりますが、

保健センターの問題は特に重要なものと位置づけられると考えますが、この点いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 安井議員にお答え申し上げます。

保健センターを今まで利用してみえる方に対して、そういった声を十分生かしていただきながら、不都合のないような形で、この保健センターの一本化を考えていきたいというふうには思っております。

それから、委員会のメンバーの中で公募による委員を選出すべきではないかということでございますが、これは一つの御意見でございますので、さまざまな委員会、あるいは検討協議会というものが今後もあるかと思えます。御参考にさせていただきながら、私どもとしては検討していきたいというふうに思っております。

最後の三つ目でございますが、条例の定めるものということでございますので、これはもちろんそのルールに従って議会の方の御議決をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） 2点目の問題でございますが、住民の意向を尊重し、議論を重ねていただく、これはどういう形で住民の意向を尊重し、住民との議論をどのように重ねていただくのか。そして、納得と合意をどのように進めていただくのか、これをもっと具体的にお話してください。

それから3点目の問題ですが、地方自治法第244条の2で、保健センターの問題は特に重要なものと位置づけられると私は考えます。お聞きしたところによりますと、保育所の統廃合のときも、議員の3分の2以上の反対があった場合はこれをやめるということが適用されたと聞いておりますが、これについてお答えをもう一度いただきたいと思えます。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

先ほど2番目の項目で住民の声ということでございますが、その機会については、私どもは時間をつくって皆さんの声をお伺いすることについては、やぶさかではもちろんございませんので、またそういったことも住民の声を聞かせていただきたいと思いますと思っております。

それから、先ほどの施設の条例の件でございますが、先ほど話をしたとおりでございますので、よろしく御理解賜りたいと思えます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） 3点目の問題ですが、3分の2以上の同意を得なければならない、これが特に重要なものと位置づけられるかどうか、この点の御判断はどうなっていますか、

もう一度確認したいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝義君） 地方自治法に特に重要な施設として条例で定めるということにつきましては、その条例の中にはっきりうたってあるわけです。つまり、弥富市の条例におきますと、学校設置条例、保育所条例につきましては、廃止する場合には3分の2以上の同意を得なければならないと条例の方にはっきりうたっています。保健センター条例に関しては、そういったものをうたってございませんので、地方自治法上の特に公な施設というとらえ方をしておりません。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） そうしますと、重要なものの位置づけというのは、その個々の条例にうたってあるものに限ってということでございますか、判断は。

はい。じゃあ、次に移ります。

十四山保健センターを廃止する根拠、それから診療所としての機能を残す場合の経費についてお尋ねいたします。

廃止の根拠として、集中改革プランを踏まえた事務事業の効率化とか、十四山地区の保健センターの利用者が少ないので費用対効果の観点からと言われておりますが、市側の見解と公職者、各種団体者のみの検討委員会の検討結果で廃止の方向に進められては、住民の声や願いが無視されたと市民の方は考えるでしょう。この点について、先ほども市長は住民の声を聞くのはやぶさかではないと言われておりますが、どういう形で説明会を開くとか、具体的にお答えください。

それから次の問題です。

十四山保健センターで医業をする際にかかる経費は、維持管理費を除くと2,163万7,000円と試算をされておりますが、合併前の保健センターの機能を残した場合の試算ではないでしょうか。予防接種の医師を2人のところを1人にしたり、保健師、歯科衛生士や看護師など弥富の保健センターからの派遣も含めれば、経費は五、六割で済むのではないのでしょうか。診療所の機能を廃止するのではなく、愛西市のように今後の地域の情勢の変化もあるやもしれません。診療所としての機能を残していくこと、一部分はほかの用途に転用しても、この診療所としての機能を残していくことができないのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

現状につきまして、市民の皆様と、この利用方法についての時間を設けるということについてはやぶさかではございません。しかしながら、今、委員会の方で論議されておる廃止の方向についての根拠というものを、少し数字をもって担当課長の方から説明させていただき

ます。

- 議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。
- 健康推進課長（鯖戸善弘君） 根拠につきましてですが、基本的には先ほども少し触れました利用の状況でございます。そこが一つの根拠でございます、継続かどうかということにつきましては。その場合ですと、先ほどもお話しさせていただきました関係で、旧十四山地区におきましては、例えば2ヵ月に1回、予防接種とか健診を行った場合ですと10名程度の利用が想定されるということで、それと例えばその方がいろいろと御不便がありますでしょうが、弥富の方においでいただいた場合ですと、車の場合でしたら15分程度で大体来られる関係で、そのところを御理解いただいたとすると、今の問題が解決するということでございます。

それで、先ほども質問の方にありました弥富市保健センターが大変込み合うという中につきましても改善をしております、看板を設置するなどして、来られた方への駐車場を確保するというようなことも早速進めさせていただいております。

それから、また先ほどの質問のところにもありました受付とか診療するところが大変込むという話がございましたが、それにつきましても検討を重ねておりながら、来年度につきましても、同じ日に来てもらうんですが、時間差受け付けをして、それで滞りなく流れていくような対応を検討していくということも含めておりますし、いろんな検診とかにつきましても、受け付けとかについては従来どおりきちっとさせていただいておりますもので、よろしいかと思っています。

それから、もう1点目の質問で機能を残す内容につきましては、先ほど説明させていただいた総額では2,000万余りかかる中で、十四山地区の人数を対応したのにかかる医師の報酬、あるいは臨時職員をやはり配置する必要があると生じます。そういう部分におきましては、年間で500万円ほどかかるだろうと考えております。ただ、維持に関するところは除いてあります。

それから、若干施設として残すなり、専任の職員を配置することになるならば、1人当たり、すべて経費を含むと500万円ほど、2人ならば1,000万かかるという計算になるかと思えます。それで、先ほど安井議員が申されましたように、5割、6割、あるいは7割ぐらいの経費というふうに考えております、二千何百万の経費のうちの。

あと手続的なことでございますが、全面的にほかの児童施設として利用するのであれば、用地変更をして、その中には保健センター機能としての位置づけがなくなるならば、それは診療所としての機能を確保することはできない状況になると、そのように考えております。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 安井議員。
- 15番（安井光子君） 検討委員会の中で出されました2,100万円の経費が十四山の保健セン

ターを維持するとかかるという御説明がされたと思いますが、実際には5割、6割ぐらいで済むのではないかと。いろいろ工夫すれば、こういうことができるのではないかと。今お答えがあったと思います。

それで、診療所の機能をなくしてしまいますと、これから再開するには、また改めて国の方へ申請をしなければならないと思います。愛西市は、八開、立田は診療所としての機能を残して、年何回かのがん検診とか成人保健事業をやるということでございました。こういう形で弥富市はできないものかどうか、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

○健康推進課長（鯖戸善弘君） 愛西市の場合について、若干補足的に私も聞いた部分を説明させていただきます。

実際、愛西市の場合ですと、がん検診のあたりは保健センターで行っていて、基本的には中心的機能は佐織の保健センターに担当課も置いて、それから補助的には旧の佐屋の保健センターになっておりまして、それで八開と立田の保健センターにつきましては、がん検診などはあそこは集団で行っておりますもんで、検診車が来て行うためには診療所としての機能を手放すと、その対応ができないのというような説明を伺っております。日常的には、今まで予防接種を一部行っていましたが、特に検診業務などは行っていないということで確認はしております。ですもんで、合併と同時に佐織と佐屋の保健センター二つで、すべて乳幼児の健診なども行っているということは確認しております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） 十四山地区の住民の意向というのは、十四山保健センターをぜひ存続してほしい、この願いでございます。この願いが尊重されること、そして住民と議論する場を設けて、納得と合意のもとに事を進めていただきたい、これを強く要望しておきまして、次の問題に移ります。

桜小学校のマンモス化解消の早期実現についてでございます。

第4回の学校整備検討協議会の新たな提案について。

まず一つ目、検討協議会では教育委員会の検討として、ここ数年は子供がふえるが、10年、15年先の児童数の推移について判断するのは難しい。平成20年にプレハブ校舎を建設し、学校建設については何年か様子を見る。公共施設の予算を組んで、積み立てていく。そして、市の財政計画や今後の社会情勢を視野に入れ、慎重に対応していきたい、このような提案だったと思いますが、これで間違いはございませんか。これが一つ。

それから、提案の中に10年、15年先の児童数の推移を判断するのは難しいと言っておられますが、平成19年8月27日の全員協議会で、一般質問進捗状況報告書8ページでは、平島の児童数は現在557人だが、社会増も見て推計すると平成29年度には1.6倍、34年度には1,071

人と約2倍、20年後には1,274人、2.3倍になると予測されると報告がされております。これは何を根拠にこのように出されているのか、この二つについてお尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 大木教育長。

○教育長（大木博雄君） 第5回の学校整備検討協議会で行われた内容については、今、議員の言われたとおりでよからうかと思えます。

それと、人口の推移につきましては、都市計画の方からいただいたデータをもとにして提案の方を出されたというふうに聞いております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） そういたしますと、10年、15年先の児童数の推移を判断するのは難しい。こういう提案が出されたのでございますが、真剣に桜小学校の問題を考えますと、推計ではありますが出せるわけでございますよね。この点について、お答えをいただきたいと思います。

それから次の問題です。

検討委員会が開かれました翌日の中日新聞では、検討協議会では提案のなかったプレハブ仮設校舎は6教室で、5年間計1億円程度で借り上げるというような新たな情報も報道されておりました。市民の方々からは、一体どうなっているのと驚きの声が上がっておりました。わかっていることはきちんと提案の中に入れるべきではないか。提案のときは出されなくて、新聞報道でそれが報道される。これは余りにも、検討委員会の委員さんも含めて、市民への誠実な態度と言えないのではないかと、私はこのように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 教育長。

○教育長（大木博雄君） 第5回学校整備検討協議会の中で、プレハブにつきましては提案があったようであります。それで、プレハブ教室につきましては、新校舎建設を前提として市側に教育委員会としてはお願いすることになりますが、建設までに相当年数がかかりますので、少しでも教室の数をふやして、早く子供たちがゆったりとした教育環境の中で学習ができるように整えていきたいということを考えて、そういった提案がなされたというものでございまして、市側に建設をお願いするものでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 副市長。

○副市長（加藤恒夫君） 人口推計の関係でございますけれども、この地域は非常に平島を中心として区画整理が現在進められておまして、平成22年までかけて中区画整理組合は何とか整備したいという考え方を持っております。そういった未利用地等をいろいろ検討してみた結果、やはり我々としても市街化を整備して、市民の皆さん方に住んでいただくということを考えてみた場合、現在の規模といったものを考えてみると、そのような形の社会増になるだろうと。名古屋市に非常に近いということもあり、そのぐらいになるだろうと。

ただし、現在いろいろわさされております日本全国を考えてみますと、非常に人口が今後どんどん減っていくという状況もあります。だから、この地域の特有の状況等を考えてみた場合に、すべて未利用地が利用されるような形になった場合のことと、それから日本全体の人口の減少というものと逆行したものを考慮した場合に、果たしてどこまでいくかという問題はあるでしょう。しかし、私どもとしては、今の地域の開発の状況の中でそのような推測をさせていただいておるということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） ささいなことかもしれませんが、プレハブの校舎については提案がございました。しかし、6教室とか、5年間で1億円で借り上げるとか、こういう提案は私も傍聴しておりましたが、ございませんでした。今後ですが、きちんとわかっていることは提案の中に入れるべきだと要望をしておきます。

次の問題に移ります。

桜小学校のマンモス化解消に伴うアンケート調査の結果と、新たな提案の整合性について質問をいたします。

アンケート調査の結果では、影響の大きい東西平島地区、十四山西部地区では過半数の方が第2桜小学校の建設をという御意見でございました。しかし、教育委員会の提案では新たな第3の提案とともとれるもので、5年間はプレハブ教室でのいいで、その後考えましょうと。こういうのは、市や教育委員会は桜小学校のマンモス化の解消について本当に真剣に考えているのか。先生や子供たち、保護者の立場に立ったら待ったなしの緊急課題であるのにと、怒りの声さえも上がっております。なぜこういう提案になったのか、一つは、きちんと御説明をいただきたいと思います。

二つ目には、その後の質問でも出しておりますが、5番目の問題もあわせてお尋ねいたします。

5年間、プレハブ教室はふやして授業はできたとしても、1時間目から親の同意をとってプールに子供を入れなくちゃいけないとか、体育館・運動場は手狭である問題、それから運動会や学習発表会などにも支障が出ている問題、午前と午後、クラスを分けて行事を行わないといけないこと、先生の事務などの過重負担、先生と児童の触れ合いが希薄になり起こってくるさまざまな問題、ここでは具体的は申しませんが、地域の方はよく御存じだと思います。この緊急性を要し重要な問題の内容について一切触れられておりません。検討されたのかされなかったのか、お答えを下さい。教育委員会として、また市として検討されたのかされなかったのか、お答えください。それはなぜなのでしょう。

○議長（黒宮喜四美君） 大木教育長。

○教育長（大木博雄君） まず、アンケート調査の結果でございますが、東平島地区を十四山

西部小学校区に学区変更する案に賛成の方は全体の中で39.4%、それから桜小学校を分離し、第2桜小学校建設に賛成の方は全体で49.1%という結果でございました。したがって、その結果を踏まえて、市長の施政方針にありましたように、新校舎建設を前提として市側にお願いをしていくといったような考え方でございます。

それと、今のプレハブ校舎の関係でございますが、今言いましたように、プレハブ校舎を建ててそれで終わりということではございませんので、新校舎建設を前提とさせていただいております。

それと、そのプレハブでうまくできるかというお話でございますが、確かにプレハブ校舎を建設しても、プールや体育館での過密に対応するかどうかというと、きちんと対応できるとは限りませんが、しかし特別教室がないことにより、多様な教育活動を行いにくいという現状の方が問題があると考え、プレハブ校舎の建設をお願いしたということでございます。

それと、水泳とか体育館の問題でございますけれども、水泳の授業数はさほど多くはございませんし、学級ごとではなく、学年で対応させていただいております。回数は十分確保できていると考えておりますし、体育館についても、運動場は広さが十分ございますので、雨天でさえなければ、あまり不便は感じないのではないかとこのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） ごめんなさい、聞き漏らしたんですが、39.4%、49.1%のアンケートの結果でございますが、私の認識では、東西平島地区におきましては過半数以上の方が第2桜の建設について賛成という御意見だったと思うんですが、この点どうでしょうか。

それからプールにつきましても、朝早い、水温が低い時間から順番に入れていかないといけない。それで親の同意書もとっていると、こういう問題もございます。運動場は十分対応している。見たところ、だれが見ても、やはり狭いのではないかと。それから、交通の問題もございます。先生や父兄が登下校に子供さんを誘導されておりますよね。そういう全般的な教育環境のことを考えますと、一日も早い新校の建設というのが必要ではないかと、私はこのように考えておりますが、もう一度お答えをお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 教育長。

○教育長（大木博雄君） まずアンケートの関係ですが、このパーセントは十四山、平島を全部合わせた数字の中の率でございます。したがって、学区変更に賛成の方が39.4、それから分離をして第2桜建設に賛成の方が全体の49.1という格好でございます。

それと、プールの関係でございますが、プレハブを建てたからプールということには影響はなくて、先ほどお話しさせていただきましたように、教育委員会としましては、市側に新校舎建設を前提とした上でのお話でございしますので、例えばプレハブを建てた建てないこと

によってプールには特に影響はないというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） 私も、そんな意味で言っているのではございません。教育内容の点についても検討をされているのかどうかを質問したのでございます。時間の関係もありますので、次の問題に移ります。

第2 桜小学校の建設と今後の計画について。

市長は施政方針の中で、学校施設の整備は桜小学校マンモス化解消を図るため、新校舎建設を前提とし、その緊急性、計画性を考え、教育委員会とともにその解決に当たりますと言われております。その緊急性、計画性を具体的にどう考えておられるのか。また、市と教育委員会の検討協議会に出された案とは少し隔たりがあるようにも思われるんですが、市長は新校舎建設を実際に具体的にどのように進められようとしているのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 安井議員にお答え申し上げます。

先回の第5回の学校整備検討協議会の中で、教育委員会の方からその緊急性に対するプレハブ校舎の問題が起きました。そういった中で、さまざまな計画を今後組んでいかなきゃいかんわけでございますが、そういった中で少し翌日に記事が出てしまったということに対しては、率直におわびを申し上げていきたいとまず思います。

しかし、私が施政方針で述べたとおりでございます。桜小学校のマンモス化をいち早く学校環境を是正していかなきゃいかんということにおいて、新校建設を前提にいたしながら、しっかりとこれからその計画に基づいて準備を進めていくということでございます。あえて申し添えさせていただくならば、この学校整備検討協議会は平成12年から発足されておるわけでございます。そして、第4回目の平成14年6月におきましては、桜小学校のマンモス化の解消は最重要課題だというふうにも記事として残っておるわけでございます。少しその計画がおくれてしまったということでございます。いずれにいたしましても、学校の環境整備をするという前提の中に、その計画、一番大事なのは財政計画でございますけれども、そういうことをきちっと立てながら新校建設に向けていきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） 例えば、補助金の問題では県との話し合いをいつから始めていくのか。それから、具体的に財政計画、その他、いつから始めていかれるのか、この点について具体的にお答えください。

○議長（黒宮喜四美君） 市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

施政方針で私がそういうお話をさせていただいた以上は、その計画に基づきましてすぐにスケジュール化をしていきたい。県の方に、あるいは国の方に働きかけて、この問題についての解消を図っていきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

また、先ほどから出ておりますように、公共設備の基金というものもつくっております。これは平成19年の補正でございますけれども、そういった中で基金を積み上げていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） 最後の問題です。

学校給食を民間委託から市の直営にという問題でございます。

昨年の12月議会で、三宮議員がこの問題で一般質問をいたしました。ことしの2月8日、衆議院の予算委員会で日本共産党の志位委員長が派遣労働と雇用の問題について発言をし、大反響を呼んでおります。今、若者や女性、中高年の方々が、派遣、請負、パートなど使い捨て労働のもとで低賃金・無権利に苦しみ、知識や技能を身につけること、結婚や子育てもできずに将来に希望が持てない状況でございます。首相も、中・長期的に見た場合、そうした雇用は好ましくないと答えております。

今、日本じゅうの雇用の見直しが始まっております。しかし、弥富市の学校給食は、国の行革、市の集中改革プラン等に基づき民間委託が拡大し、新年度から北中が委託とされ、市の直営では桜、弥生小学校のみでございます。市の方向は自治体として逆行しているのではないか、私はこのように考えております。

それで、まず第1に、市が民間業者へ支払っている調理業務委託料、これは平成20年度での予算では7,200万円となっております。学校別に委託料の明細と仕様書を議会に出していただきたいと思えます。いかがでしょうか。これが1点目でございます。

2点目、市が委託している民間の調理員さんの実態について、市はどのような把握をしておられるでしょうか。例えば、調理員の責任者の方は各学校に1人はおられると思うんですが、1年間の契約社員がほとんどで、時給幾らの賃金です。8時間以上働いても、社会保険料等を差し引かれると15万円前後、ボーナスは夏・冬合わせると2万円ずつで4万円です。退職金もありません。ほとんどの人がパート労働者で時給750円から770円、1ヵ月働いても10万円にもなりません。大変厳しい労働条件の中で、子供たちのために時間に追われて、おいしい、安全な学校給食をつくらなければならない大切な仕事をやってもらっております。国の行政改革の押しつけや集中改革プランがあったとしても、住民の福祉の増進を図ることを基本とする地方自治体が、違法な請負、そして劣悪な雇用によってワーキングプアを生み出す

ようなことに手をかすことは許されないと考えますが、いかがでしょうか。

それから、三宮議員が労働省告示37号の見解で、学校給食の業務委託は違法の疑いがある、このように指摘されております。市として、労働局の指導はどのように受けられましたでしょうか。

今、全国的な流れは、昨日の「クローズアップ現代」でもやっておりましたが、正規雇用への切りかえが企業でも行われ、企業の業績も伸びていると報道がされておりました。法律を守り、地域住民に責任を負わなければならない地方自治体が、法違反の疑いがある民間委託はすぐやめて、市直営の学校給食に戻し、地産地消、食育に力を入れていくべきではないかと私は考えますが、御回答をお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 教育長。

○教育長（大木博雄君） まず、先ほどの委託料の明細とか経費の関係でございますが、入札で執行させていただいているという関係もございますので、ちょっとこれは考えさせていただきたいと思います。

それから、調理員さんにつきましては、弥富市が直接雇用しておるわけではございませんが、業者と契約をされて働いておみえになります。それで、私どもとしましては、労働基準法に規定する労働条件以上で働いておみえになれば、特に問題はないかというふうに思っております。

それから、違法性があるのではないかという御指摘でございますが、こういったことが妥当かどうかということにつきましては、愛知労働局と相談をさせていただきました。その結果、市の施設設備、機械を無償で提供していることについては、やはり労働者派遣事業等請負により行われる事業との区分に関する基準である請負の条件には抵触しておるということでございますので、今後は給食の民間契約とは別に、賃貸借の契約を結ぶように改善を図っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 暫時休憩をします。再開は午後1時30分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時03分 休憩

午後1時29分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小坂井実議員、お願いします。

○4番（小坂井 実君） 小坂井でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず1番に、近鉄佐古木駅周辺整備及び開発について。その中のイとして、弥富市総合計

画の中にこれが策定されるものなのかどうかをお伺いしたいと思います。

その前に、近鉄佐古木駅の現状と住民の願いをお伝えします。

駅の外にトイレがない。あるのは改札口の中、つまり乗降客しか利用できない。北側の近鉄管理の駐輪場周辺は青少年のデートスポットだそうで、裏にある水路が公衆トイレがわりであると、それが現状でございます。また、南側は何の決まりもない自転車置き場になり、私有地は青空駐車場になっております。北側の駅前ロータリーはバスの利用が無理で、マイクロバスまでしか回れないと。また照明も、暗いとは申しませんが、明るくないと。まちの顔、玄関であるべき近鉄鉄道駅があつた状態では情けないように思われます。そして、最近、不動産屋も佐古木から手を引いてしまいまして、平島方面に集中をしていると、そのような現状でございます。ローカル線の田舎の駅ではないのでございますので、準急のとまる弥富市の駅として、弥富駅とともに市の玄関にふさわしい佐古木駅周辺の整備をお願いしたい。

このことは平成18年6月議会にて一部質問をさせていただきました。前任市長は、平成21年に策定される第1次弥富市総合計画を十分に生かしながら、将来の発展のために努力をしていくと言われました。服部市長におかれましてはどのように考えておられるか、お伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 小坂井議員にお答えを申し上げます。

午前中にも少しそういうお話がございましたけれども、近鉄佐古木駅の周辺整備ということでございます。これは、私どもが今年度中に策定していかなくやならない弥富市の総合計画及び都市計画マスタープランという形の中にもお話のあったとおりでございます、盛り込んでいきたいというふうに思っております。

しかし、率直な意見を申し上げますが、私は、駅周辺の整備関係につきましては、私たちに議員の方からそういう御質問をいただいても、なかなか進めるわけにいかないわけでございます。物事が少しずつ回転していくという形のものだけでございまして、私といたしましては、議員と一緒に、議員もみずからリーダーシップをとっていただいて、住民の声を近鉄さん等も踏まえてとっていただくというようなことが必要ではないか、今はもうそんな時代ではないかなあというふうに思っております。そういった中において、議員ともども住民の負託にこたえていくような行動を一緒にとっていききたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） 大きくとらえた場合には、そのようなことが申されますんですが、非常に不便をしている、あるいは見た目も悪い。住民の意見として、例えば今の話の中のトイレがないと。これぐらいは、例えば私有地を一部買い取るなり、あるいは駅と話し合いを

するなり、何らかの打つ手があると思います。そして、その南側の私有地、そこは駐車場になっておるわけでございますので、したがってそういう地権者と話をして、本当にこれから弥富駅とともに第2の顔として開発をしていくと。また、新しく大きくロータリーをつくるとか、そのようなことまでも総合計画の中に入れて地権者と十分話し合うお考えがございすか、ひとつよろしくをお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

さまざまな環境整備、あるいは駅前整備につきましては、私どもも、具体的にここをどうしていったらいいだろうということについては、もちろん関係部署にお話をさせていただいています。しかし、一番大きな声を生かせるのは私は住民の声だろうと思うわけでございす。そういった中で、住民の声を率直にそういったところに対して生かしていただけるように、一緒に行動をとらせていただけないかなあということでございす。以上でございす。

○議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） 策定されますマスタープランの中にないことは、はっきり申しましてできないということを伺っております。と申しますのも、大きい事業をやるのに、初めからその中に例えばこういうふうに駅前開発をしますよとか、先にそちらの方から加えていただかないとできないものではないんですか、その点いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） ごもっともでございす。現状、私どもの都市計画マスタープランの中で考えているものにつきましては、今から都市計画課長の方から詳細について回答申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 都市計画課長。

○都市計画課長（伊藤敏之君） 都市計画マスタープランにつきましては、現在、策定作業中でございす。今、構想の段階に入っておりますが、都市計画道路津島佐古木線の整備がございす。これとあわせてできる佐古木駅前関連の整備を検討していきたいということで、そういう盛り込み方を考えております。

○議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） 弥富の駅と違いまして、確かに佐古木の駅は県道がすぐわきを通るということで、非常に計画もしにくい部分もございすが、あえて今でしたらまだ空き地として残っておる部分がありますので、早くその辺に計画をつくっていただきまして、マスタープランに含めていただくよう、よろしくお願いをいたします。

それから、トイレだけでも早急につくっていただき、総合計画を待たずとも、できることから実施をしていただきますよう、お願いをいたします。まことにトイレがないような駅は

ちょっと見当たりませんので、その点だけはよろしく願いいたします。

それから2番目に、名古屋駅より佐古木駅に帰るときの不便さというのをちょくちょくお聞きいたしましたので、一部、時刻表を取り寄せまして調べてみました。結局は富吉どまりの電車が多いということで、立地的に仕方のない部分もあるかと思いますが、近鉄との話し合いのできる場所というのは弥富としてございますでしょうか。そういう機会がございますか、お答え願います。

○議長（黒宮喜四美君） 都市計画課長。

○都市計画課長（伊藤敏之君） 近鉄さんとダイヤ改正に関しての話というものは、テーブルにつく機会は一切ございません。ただし、ダイヤ改正に絡む要望につきましては、富吉駅との関連ということでございますが、富吉につきましては、操作場という特殊な事情がございます。そういったダイヤになっておるということは確認をしております。ただし、こういう要望については非常に困難であると理解しております。そういうことで、よろしく御理解をお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） これも結局は需要と供給の効果であると思いますので、立派な玄関口にある駅をつくっていただき、人口がふえれば、黙っておっても向こうから本数もふやしていただくと、そのように解釈をしておきます。したがって、弥富市の新しい顔として、第2の玄関として、ひとつマスタープランに十分に反映させていただきますように、よろしくお願いをいたします。

それでは、2番目の質問に入ります。

市内の排水路、河川沿いの道路の危険について。イとして、排水路、河川沿いのフェンスの強度の危うさについてお伺いをいたします。

弥富市内には1級及び2級河川を除いた大小の川と水路があります。それに沿ってつくられた管理道路を生活道路として利用している。市としても、市道の認定がしてある部分もあると思います。また、していない部分もあるかと思いますが、その道に危険が潜んでいるように、そんな気がしてなりません。例えば車が水面に落ちたとき、水深が深ければ、どんな体勢で落ちようとも、寝返りを打てるスペースさえあれば運転席が上になると聞いております。これはガラスが割れなかった場合ですね。しかし、市内の排水路は車をはまるちょうどぐらい。また、水深10センチでもヘドロが何十センチと堆積している。用水路、排水路、河川ともに、その工法は矢板で立ち上がり、すぐ道路となる。その道を車で走るとき、自転車がよろけたり、猫や犬や人が飛び出したり、脇道から車でぶつけられたとき、金網フェンスをなぎ倒し、転落するのではないか。もしあおむけに落ちたとき、きっちり水路にはまるようなところが非常に見受けられます。水路幅、川幅が広くとも、水深が10センチでも、運転

席はヘドロの中、運転者は脱出不可能、そんな事態がいつか起きるのではないかと心配をしております。危険なところ、道幅の許す場所から、ガードパイプではなく、ガードレールの設置をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（横井昌明君） 排水路沿いの防護さく等の設置についての御質問でございます。

これにつきましては、水路管理者は人を対象に転落防止用としてネットフェンス等で施工しております。また、道路管理者は、水路に沿ったところにつきましてはネットフェンス等をし、それ以外のところは、車を対象にしてガードレールで施工しております。ですので、危ないところがあるということでございますけれども、市道認定がしていないようなところについては、聞いてみますと、愛知県の単独土地改良事業によって農業用施設安全対策事業で既存の危険フェンス等を計画的に整備しております。ですので、施設管理者等と協議し、市に要望していただければ、いろいろ検討させていただくということでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） 旧十四山の方は金網フェンスがほとんどでございます。といいますのは、人が落ちないように、ただそれだけでございます。そして、前新田、車新田の辺はガードレールだけでございます。かといって、水路というのは下の方、2メートル、3メートルと深さがございますので、人が落ちた場合には、今度はそちらの方で人命にかかわることではないかと思えます。したがって、その管理がどのようなになっているかということを次の2番目にお聞きをいたします。

管理者、管理責任者、修理の責任者についてお伺いをいたします。

河川、排水路の改修は、かなりのところが緊急農地防災事業、あるいは地盤沈下対策事業、湛水防除事業などでなされました。愛知県と旧弥富町、または十四山村の事業として、そこに地元負担金、旧十四山の方は1%を地元で負担いたしました。弥富の方はちょっとわかりませんが。工事完成後には、維持管理は土地改良区、あるいは市町村に移管されたわけですが、年月がたちましてフェンスの傷みが目につきます。また、今の御時勢、ペットが落ちて水死しても訴えられる世の中でございますが、旧弥富町の部分はガードレール、あるいは金網フェンス、どちらかでございます。したがって、ガードレールならば車は落ちない。だけど、子供が入り込んで落ちるという危険がございます。また反対に、金網フェンスだけの場合だったら、車は簡単に突き破って、あるいはなぎ倒して落ちると。人は落ちない。したがって、管理の場合は、これはどうなりますかということでございます。

そして、金網フェンスの修理は、どうも市の方でやっていただけるということでございます。例えば、その中でフェンスが破損して、だれも通報せずに事故が起きた場合、あるいは

ガードレールのみであって、小さな子供さんがすき間から入り込んだと。そういうような対応などはどのようにお考えですか、お願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（横井昌明君） まず、管理責任者につきましては、各施設の管理者ということになります。市道が認定してある道路については、道路管理者である市が管理責任者であります。市道のことににつきましては、交通安全対策上、防護フェンスの設置及び維持管理に今後とも努力させていただくということでございます。

また、先ほど言われました市道が認定していないところにつきましては、当時はその管理者がやられたと思うんですけども、現在そういうところが悪くなったということでございますので、各施設の管理責任者とよく協議していただきまして、市に申し出ただければ、ある程度の、先ほど申し上げさせていただきました農業用施設安全対策事業等で施工させていただくということでございます。

また、フェンスが破れているとか、そういうところにつきましては、我々としてもできる範囲で確認はさせていただいておるんでございますけれども、そういうところがあれば教えていただきたいということでございます。

ガードフェンスの設置基準でございますけれども、基本的には川に面しておるような、要するに人命が危ないところにつきましてはガードフェンス、そして道路等、車が主に走られるようなところについてはガードレールということでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） そうしますと、ダブってはいけないというお考えでしょうか。どちらも危ないといった場合、人も通る、車も通る。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（横井昌明君） 今、人命が危ないとかということで「ダブって」という発言がございましたけれども、交差点等どうしても必要なところについてはダブってついておるころもございますけれども、基準的にどちらかということで施工させていただいております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） ということは、例えばT字路で横から車が来ると。そこから、通っていて、横から当てられて川へ落ちるといことが考えられる場合には、そこだけでもガードレールをつけるということでございますか。部分的につけるということですか。全体にはつけられないということですか。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（横井昌明君） 今の質問でございますけれども、危ないということでございます

けれども、そのケースを見させていただいて、単純にこういうときはこうやってつけるという表現じゃなくて、一応現地を見させていただいて考えさせていただくということでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） 弥富市としましても安心・安全なまちにしていきたいと思いますので、またそのときにはぜひ御相談に乗っていただきたい、また皆さんの要望もぜひ聞いてあげていただきたいと思います。

では、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（黒宮喜四美君） 次に炭竈ふく代議員、お願いします。

○2番（炭竈ふく代君） 炭竈でございます。

通告に従いまして、初めに子育て支援策の拡充について3点お伺いをいたします。

近年の急速な少子化や核家族化の進行に伴い、子育てと仕事の両立に奮闘する親御さんたちから強く求められているのは、放課後における児童・生徒の安全で安心な居場所であります。2004年、文部科学省が推進する地域子ども教室と厚生労働省が取り組む放課後児童健全育成事業を連携させた放課後子どもプランが創設されました。19年度には子供放課後対策の事業費なども予算化され、国が力を入れて取り組むことになった事業の一つに放課後子ども教室推進事業があります。それは、小学校の全学年を対象とし、放課後、空き教室などを活用して、教職・教員OBや大学生、地域ボランティアの参画、またコーディネーターを配置し、児童への学習支援やスポーツ、文化活動など、さまざまな交流の場として総合的に取り組む事業ですが、本市にもぜひとも立ち上げていただきたく、昨年の6月議会でも質問をさせていただきました。そのときの市長の御答弁で、近隣市町村や県内の市町村の動向を考えながら、早い時期に実施できるよう検討していくとのことでした。そこで、まずその後の近隣市町村及び県内で取り組んでいるところはございますか、あればその状況、情報等お聞かせください。

○議長（黒宮喜四美君） 社会教育課長。

○社会教育課長（水野 進君） 平成19年度より、文部科学省、厚生労働省において放課後子ども教室の推進事業を実施していますが、市においては、現在、小学校区7校区において児童クラブを実施しております。そして、また平成20年4月からは1校区において、施設も新しくなりますので、児童クラブへの利用をお願いしたいと考えております。

それで他市町村ですが、愛西市、美和町、大治が19年度から進めておるという状態でございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

取り組まれているところが愛西市、美和、大治と、やはりこのように実施をされているところがございますように、これまで幾度とお尋ねを申し上げてきましたけれども、国も県も2007年度から、3ヵ年を目標に定着、また実施をとの方針であるとされています。弥富市においての今年度予算には事業費が盛り込まれていないように見受けられましたが、本市での取り組み、今、児童クラブをやるのでということでございましたけれども、こうした近隣の状況を踏まえた上で弥富市においてもお考えがないものなのか、再度お聞きいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 社会教育課長。

○社会教育課長（水野 進君） 市におきましても、学校とか余裕教室などの調整や、そのための常勤職員の配置や、子供たちの指導に当たる指導者及び学習アドバイザーなどと、他市町村の動向も踏まえながら、いろいろな角度で検討・協議いたしてきましたが、やはり市の方針としては、当面、児童クラブ推進事業の取り組みの方向で推進をしていきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） これは、空き教室とかがないという理由があるかもしれませんが、毎日ではなくても、週に1回とか2回実施することができないものなのか。また、児童数の少ない学校からでもモデル事業として始めることができないか、再度お聞きいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 社会教育課長。

○社会教育課長（水野 進君） 再度、学校といろいろ協議いたしまして、推進に向けて検討していきたいと考えております。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） ただいま、推進に向けて検討していただくということでございました。子供たちが地域社会の中で心豊かに、また健やかにはぐくまれる環境づくりを市全体で考え、推進すべきだと考えます。子供の安全・安心な居場所づくりが求められる中で、全児童が対象となるこの放課後子ども教室の推進は、県も国も推進する方針事業でございますので、早期に実施していただくように要望しておきます。

次に、先ほどからもお話がありました児童クラブについてでございますが、今年度4月より利用時間を延長していただけるようになり、保護者の皆さんに大変喜ばれているところでございます。

今回お伺いしたいのは、児童クラブの利用の中で仕事を持つ親御さんたちから、3年生まで児童クラブにお世話になった我が子が高学年になったとはいえ、放課後、子供だけという状況は大変心配であり、不安でならないという声が多く、現在の児童クラブの定員数、そして対象年齢も小学3年生までの枠を拡大していただくことができないかと切望されています。

そこで、現在児童クラブに申し込みをしたけれども、入ることができず待機をしている児童の方はいらっしゃいますか。おられるとしたら、各児童クラブで何名いらっしゃるのか、御報告をお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

○児童課長（山田英夫君） 現在、児童クラブでは申し込みが終わりまして、4月からありますが、待機は一応今のところございませんが、夏休みをちょっと今心配しておるところでございますが、現在定員が240名というふうになっております。それから、4月1日からは179名となっておりますが、人数は少ないんですが、桜、弥生、白鳥については定員がいっぱいですが、今のところ待機はございません。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

待機をしている方はないということで幸いであると思いますけれども、私どもへの要望であります今回の問題を通して、申請・登録された全児童に対して今後定員数の拡大、また学年の拡大に関する当局のお考えをお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 炭竈議員にお答え申し上げます。

私ども子育て支援に対しましては、さまざまな角度から環境整備をさせていただいておるところでございます。先ほどから出ております児童クラブ、あるいは児童館のさらなる充実という中で、ことし平成20年度の計画といたしましては、桜学区におきまして桜の児童クラブも検討させていただいております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

子育て支援の一環として、さらには児童を守る防犯の観点からも、1点目の放課後子ども教室推進事業と、また既設の児童クラブとのバランスを考慮していただき、教育委員会、また福祉部が連携をしながら方針決定を早期実現していただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

では、次の質問に入らせていただきます。

学校防犯対策として、子供たちが安全で安心して登下校ができるため、緊急時などに備えて小学校の全児童に防犯ブザーを配布していただいております。また、中学校では女子生徒に防犯ブザーが配布をされておりますが、男子生徒に配布されていないわけをお聞かせください。

○議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

○教育課長（前野幸代君） 炭竈議員の御質問にお答えをいたします。

まず、基本的に小学校の児童には男女区別なく、全児童に防犯ブザーの配布をしております。中学生につきましては女生徒だけということでしたが、今までは女生徒だけ配布しておりました。これは、女性ということで不審者対策、危険な事件等から身を守るためということで、中学生には女生徒だけを今までは配布しておったという経緯がございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） 男子であっても、事件・事故にかかわる危険性、また不審者等による緊急事態などに遭遇しないとは限りませんので、自分の身を守るための備えとして、男子生徒にもぜひ防犯ブザーの配布をしていただきたいと思います。お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

○教育課長（前野幸代君） お答えいたします。

子供たちの登下校時の安全を考えまして、ただいまお答えさせていただいたとおり、現在小学校の全児童に入学時に防犯ブザーを配布しております。家庭で管理をしていただきまして、中学校でも使用していただきたいと思いますと考えておりますので、中学生への配布は考えておりません。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） ただいま御答弁をいただいたことを御父兄の方たちに伝えるために、どのような方法をとられますでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

○教育課長（前野幸代君） お答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたとおり、小学校入学時には全児童に配布しておりますので、あとは家庭の方でも保護者の方でしっかり管理をしていただきまして、それを使っただくようお願いをしたいと思います。

〔発言する者あり〕

保護者にですか。

一応私の方も、ほかの市町の方も調査をさせていただきました。その結果、小学校の入学時には配布をしておりますが、中学校で配布しておるところはありませんでした。そのようなこともありまして、何度も同じことを言うておりますが、きちっと管理をしていただいて、小学校の入学時に全児童に今までどおり配布をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） 小学校のときにいただいたものを中学でもということだと思います。

けれども、その指導については、小学校のときに、これは中学校に入ってから使いますよということで御指導をされているのでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

○教育課長（前野幸代君） お答えいたします。

最初に防犯ブザーを配布するときには、保護者の皆様に電池の交換なり、定期的に防犯ブザーの方の点検をしていただくように、そういうお知らせとともに配布をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

児童・生徒みんなが安心して登下校ができるための防犯対策の一つでもありますので、まず配布をされたときに、使用できる、そういうPRをしていただきたいと思います。男女問わず早期に皆が持てるような、そういう体制をとっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の問題に移らせていただきます。

ごみの回収と集積場所の見直しについて伺いをいたします。

初めに、弥富市のごみ収集につきましては、収集カレンダーやごみの分別早見表などが全戸配布され、大変便利に活用されています。また、ごみ袋の改善、そして紙や布類といった資源ごみの回収も行っており、収集日が祝日の場合でも、可燃ごみ、プラスチック類、資源ごみに限っては収集をしていただくようになり、住民の皆さんから大変に喜ばれています。

しかし、集積場所は地域によって大変異なり、平均して自宅から近い場所にあるところはいいのですが、反対に遠過ぎて非常に不便を感じているところとか、また自宅前でも可能だよねとかさまざまありますが、まず、この集積場所についてはどのように決められるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

○環境課長（久野一美君） 炭竈議員の御質問にお答えします。

弥富市のごみの集積場でございますが、これは新設、あるいは変更の場合もございますが、原則は、その地域で決めていただきまして、区長さんに集積場の変更届、あるいは新設届という形で設置届を提出していただいております。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） そうしますと、現在決められている集積場所は、区長さんに申し入れて決まった場所ということになるのでしょうか。そうしますと、例えば不便を感じている人たちが区長さんに、ここに集めてもらえないでしょうかということを申請すればすべて可

能なものなのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

○環境課長（久野一美君） 実務上、いろいろと私どもの方へ、議員が今質問されましたようなお問い合わせはいただいております。そういった場合に、とりあえず区長さんに御相談していただき、あるいは区長さんだけでいけない場合には、例えば町内会等で御相談をいただいて、新設をしていただいた例がございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） 実は、体の不自由なひとり暮らしの方や、また集積場が遠過ぎて毎回車を利用せざるを得ないという老夫婦の家庭では運転ができる御主人が頼りで、御主人が留守のときや病気のときなどは、ごみを出すことができずに困っておられます。歩いていってごみ出しができるなんてすばらしいですねということを言われたんですけれども、ごみが出せる近くの場所を確保していただきたい。ほかにも不便を感じておられる方も多くいらっしゃると思うんです。このような方々への配慮、また改善等は、今、区長さん、町内会長さんということでございましたけれども、本市としては、やはり協力体制をとるべきだと思うんですけれども、その点はどのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

○環境課長（久野一美君） 基本的には、先ほど申しましたように地域で決めていただくということでございますけれども、区長さん、あるいは町内会長さんに御相談の際には、例えばどういうところの方がいいとか、あるいは安全面、ただここにしてほしいと言われても、やはり私どもは収集効率とか安全性の問題もございます。そういった折には、基本的にこういったところの方がよろしいですよとか、そういったアドバイスのことはさせていただきます。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

高齢者や弱者に対して便利かつ安心してごみが出せるように、集積場所、また回収方法の見直しを市全体で考えて協力していくべきだと思います。そういう方たちが区長さんや町内会長さんにも言いにくいという場合もございますので、一度市側からも区長さんや町内会長さんたちの集まりのときに、もう一度こういう見直しの声を聞いていただけるような配慮をしていただけたらなあと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

老夫婦であるとか、ひとり暮らしのお年寄りの方に対して便宜を図っていくということは、私ども行政の基本的な姿勢でなきゃいかんというふうに思うわけでございますが、しかし集

積場所というものは、やたら数がふえても、収集に対して時間管理もしてきておるわけでございます。3市4町1村という形の中でごみ処理をしておるわけございまして、そういった他市とのかかわり合い等もございますので、一定の戸数であるとか、あるいは地域で集約をしていただいて、そういった中の原理・原則というものは守っていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 次に大原功議員、お願いします。

○18番（大原 功君） 服部彰文市長の政権公約の違反についてお伺いいたします。

服部市長は、選挙に当選するために給料を20%カットし、各家庭のイヤホンを押し、そして「新生やとみ」の役員の皆さん方が「お願いをします」ということを言われたと聞いておりますが、これに間違いはないですか、お伺いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

私が市長選挙に立候補するための一つの考えであることは間違いございません。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、「新生やとみ」という会はまだまだありますか、どうですか、市長。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

「新生やとみ」という会は解散をさせていただきました。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 解散をされたということは間違いはないということですね。

そうしたら、総務課長、今解散をされたということを書いてみえましたんですけども、後援会の連絡事務所とか、それから後援会という看板が立っておりますね。この中にまだ「新生やとみの会」というのが書いてありますけれども、こういう中に解散したものが書いてあっていいのか悪いのか。

○議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝義君） 政治活動用の立て看板のことだと思うんですけど、あちらの方の記載内容に関しては自由ということでございますが、事実と違うことがあれば事実のように直すということであると思います。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、書いていかんやつが書いてあるということは違法性があるのかなのか。

○議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

○総務課長(佐藤勝義君) それが公選法上の掲示上の違法性があるかどうかにつきましては、ちょっと調べないとわからないわけですが、ただ事実と違うことは正しい形に訂正いただくという形だと思います。

○議長(黒宮喜四美君) 大原議員。

○18番(大原 功君) 書いてあれば、当然市民から見て、そういうのが解散してあれば、当然これは消さなきゃいかんわけね。解散されておるのが、私がちょっと聞いたところによると、平成19年12月15日に解散してあるということでありますから、やっぱりこういう市民に偽証的なような過ちを書くこと自体がいかんのではないかなあと思うんですけども、またこれについては愛知県の選管にお聞きしますから、その辺についてはやめておきます。

市長は選挙に出られるときに、市民税を一円も無駄に使わないということでありました。今月からは給料が2.8%上がっておりますが、これを上げることにについて税金の無駄遣いであるのかないのか、お伺いいたします。

○議長(黒宮喜四美君) 服部市長。

○市長(服部彰文君) 私の特別職における給与の改正につきましては、大原議員からもたびたび御質問をいただいておりますけれども、9月の議会の中に条例として出させていただきました。そして、皆さんに御審議をいただき、御可決いただいておりますので、私は違法ではないと思っております。以上でございます。

○議長(黒宮喜四美君) 大原議員。

○18番(大原 功君) 私は棄権しておるから賛成もしておりません。

そうすると、今回2.8%上がったわけだけでも、これについては退職金はどうなるんですか。

○議長(黒宮喜四美君) 服部市長。

○市長(服部彰文君) 私自身そこまで考えたことがございませんので、当局の担当の方からお答えを申し上げます。

○議長(黒宮喜四美君) 総務課長。

○総務課長(佐藤勝義君) 退職金につきましては、市長の場合は4年任期で、4年ごとに退職という形になるわけですが、そのときに支給されておった給料月額がベースになります。ですから、今の条例上の金額の2割カット、つまり8割分ですね、それが基礎となって計算されるということでございます。

○議長(黒宮喜四美君) 大原議員。

○18番(大原 功君) ということは、2.8%を上乗せしないということだな、退職金は。

○議長(黒宮喜四美君) 総務課長。

○総務課長(佐藤勝義君) 2.8%というのは、この2月までの給料月額に2.8%を掛けて、こ

の3月から支給されておるという意味の2.8%ということでございますね。退職されるときの給料月額でございますので、つまりこれから条例改正がない限り今の金額、2.8%は上乘せされます。だけど、2割カットもありますので、2.8%上乘せされて、その2割カット分というのがベースになるということでございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） ということは、最初に給料を20%カットということが、退職金では上がっておるわけだな。この辺のところを市長はよくしないと、きょうは新聞社の方が見えておるみたいだけど、そういう市民からの意見が物すごくあります。市民の皆さんの声を、議会の私らは市議会の前に、選挙前、選挙中に聞きました。服部市長が給料20%を言わなければ1票を入れなかったと、この方は言っております。それからもう一つは、お父さんは平一さんだったか、この方は立派な方でしたけれども、彰文さんは、なぜうそまで言って立候補したのかと。各市町村長は、このことについてはきちっと守っておるということでありますので、この辺を、市長はこれからあと2年と約11ヵ月ぐらいあるわけだが、決めて、きちっとやっていただかないといかんということと、それから福寿会とか区長会の各会場で、はったりばかり言うなど。子供や孫の教育の悪影響になると。親としても大変困るとというのが市民の大体の意見でした。

それと、2月19日、市議会の当選証書をいただくときに、服部市長は当選者の18人の前で、「当選された皆さん方は市民の代表となって、市民の立場となり、信頼性のある議会代表となって、自分自身を大切にしながら」という市長のあいさつがありました。これだけ他人のことを立派なあいさつをされて、何だこれと思うんですけれども、市長は、よく改められるものは改めるということを書いてみえますけれども、市民から見れば、2月4日でちょうど1年になりますけれども、改めたというのはどこを改めたのかなあと。ただ、給料の20%を2.8%に改めたというぐらいしか思っておりませんけれども、この辺のところの答弁を一遍、市長お願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

私の公約でございました給料20%カットは、市長としてのスタートするときの最初の私の心がけ、いわゆる気持ちでございます。そういった私個人の問題でございます。そして、いわゆる特別職の改正という中で御審議いただいた問題につきましては、弥富市の市長、そして副市長、教育長という特別職の給料を皆さんに御審議いただいて決めさせていただいたものでございます。この二つのことについては相矛盾することは一切ございません。そういった中で御理解を賜りたいというふうに思っております。

それから、いろんな会合のところでごあいさつさせていただいておりますけれども、その

ようにお受け取りいただくことは大変心外ではございますが、私も今後一生懸命また市民の皆さんの声を聞かせていただきながら勉強させていただくということで御理解をいただきたいと思います。今後ともよろしく御指導賜りたいと思います。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） まだ市長、こういう意見もあるんですね。服部彰文市長がお金が本当に欲しければ、岩国の市長のように一たん辞職して、次に公約なしで立候補したらいいということをおかれておりました。

それから愛西市では、八木忠男市長は公約で給料を10%下げるということでやられて、この方は佐織町に児童館がないということで10%下げさせていただくということで、公約どおり守っておられます。

もう一つの例は、豊川市長は退職金を廃止する案を提出して、市民との約束はきちっと守るということをおかれておりますけれども、この辺については、今市長は、三役だから別にこれは違反ではないよという話を言われておりますけれども、市長のこの間の施政方針の中では、自治体の自己決定、自己責任を厳しく問われる時代というふうに書いてありますけれども、これが時代に沿っておるのか、沿っていない政権公約なのか、お尋ねします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

今の大原議員のお言葉の中で「お金が欲しければ」という御発言がございましたけれども、私は良識のある識見の高い経験豊富な大原議員のお言葉ではないのではないかというふうに思っております。大変私も驚いておるわけでございます。私も、こんな男ではございますけれども、私自身の自尊心というものも持ち合わせております。そういったことについては、お言葉に御注意いただきたいというふうに思います。

また、岩国市の市長につきまして、井原市長の名誉のためにも申し上げますけれども、岩国市長の井原さんは、いわゆる給与の問題でおやめになったわけではございません。米軍の軍部の再編成という中で広く民意を問われたわけでございます。私の問題とは一切関係がないというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 公約なんですね。ただ、市長は給料のことを言ってみえるけど、岩国の市長は、米軍をそこに持ってこないということを最初からの約束でしておるだけのこと。そういう約束。それは、お互いに政権公約というのできちっとやってみえるわけ。だから、市長も御存じのように、きょうもかなり原油も上がっております。原油が上がったために、ガソリン、ガス、電気というのが大体100ドルだと1万7,500円の1人当たりの負担になると。それに加えて、食料品やら、例えば小麦なんかが上がってくると、平均すると1年に1人当

たり大体3万円ぐらいかかると。そうすると、夫婦2人、子供さんが2人いると約12万ぐらいかかるというふうにも言われておって、かなりの方が今こういうことで厳しいわけ。

きのうの新聞を見ると、国民健康保険税なんかは世帯数の中では、もう2割が払えない、できないということも言われておるんだから、私が痛いときに張るやつは「こう薬」でもいいけれども、4年間というのは「公約」ですから、こういうことをしていただきたいなあと考えております。市民からの判断がどういうふうになるのか、これはもう市民に聞かなきゃわかりませんので、私が決定するわけではないし、先ほど私が「お金が欲しいから」と言ったのは、これは市民の方が言われました。何だったら、これは手帳に書いてありますから、言われた日にちを言いましょうか。そういうことであります。まず市長については、これだけの考えで市長が言われたんだから、きょうは傍聴が見えるから、どういうふうだということとは判断してください。

次に入ります。

議会の報酬についてお伺いいたしますけれども、福島県の矢祭町というところが議会の報酬を日当制ということで、かなり削減されております。弥富市の場合も、議会は3・6・9・12にあります。大体その中で7日か8日ぐらいですね、定例機会に出るのが。年間30回ぐらいということでもありますけれども、その中で全く出ずに報酬をいただくという月があります。2月とか1月、4月と5月、7月と8月、10月と11月と、これを合わすと、大体年間で議員の報酬は700万近くですから、この出てこん月の約480万が会議もなし、そして出席もしないということといただくわけなんです。

今、弥富市もかなり財源ということが言われていて、下水なんかでもかなりのお金が使われています。今回10億と、それから前回は9億ばかりだから約20億ぐらい。今度は一般会計で9,700万というふうで、お金をもらわずにどんどんどんどんそれをやっていくわけですね。そうなってくると、市長に聞くんですけれども、財源がどんどん厳しくなっちゃいます。厳しくなってくると何が起きるかということは市長も御存じだと思いますけれども、地方財政法というのがどういふものか、市長、一遍お伺いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 詳しくは勉強しておりませんが、地方財政法でございますので、やはり地方の財政をつかさどるものでございまして、安全で、しかも堅実な財政状態がどう運営されていくかというようなことだと思っております。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 予算を組んでおって地方財政法がわからんとなると、これは全く予算をどういふふうに組んだんだと疑問を持たれるわけね。地方財政法というのは、市が借金をあんまりしてしまうと、いわゆる建設事業は一切できませんよと。それ以外のことについ

ては、福祉とかいろんなものがありますけれども、これらのものには使えるけれども、それ以外のものには一切もう使えません。下水で今どんどんどん約20億、また今度は9,700万を入れてどんどんやっていっちゃうと、下水の方にずうっと行っちゃって、これから私が質問する学校の問題でも、学校もできないわけ。こういうことが地方財政法ということでありますので、よく市長も勉強していただくと保護者や児童も大変喜ぶと思っております。

今の報酬ですけれども、報酬の中で今回、報償というのが出てきますね。報償費。今まで区長や組長なんかには報酬となっていました。議員も報酬になっておりますけれども、なぜ今度報償になったのか、その報償の意味を教えてください。

○議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝義君） 今回、非常勤の特別職の報酬条例から削りました区長とか衛生委員さんのことがなぜ報償になったかという御質問だと思うんですけど、基本的に地方自治法の方に、はっきりこの者は報酬を支給するということを書いてみえる方以外の個人で活動してみえる方に対して謝金を払うのを、報酬から報償費へ変えたということでございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 何かね、傍聴者、聞いておってわかりますか。報償というのは、努力をしたときとか、普通からいうと、いわゆる皆勤賞のようなもの。なぜ報酬を報償にしたのかという、そのことなんです。そうしたら、区長が今までずうっと、例えば50人のところでも100人のところでも報酬は決められておるわけでしょう、金額が。今度、報酬を報償にということは、ようけおる地域の区長さんにはようけ払うという意味なのか。

○議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝義君） 今回、昨年までの区長さん1人当たりに対する金額の見直しはしておりますが、そのこととはちょっと別の問題として、積算根拠は、今回の見直しはちょっと横にのけておきまして、その方々に対する金銭の支給という意味では考え方はかわっておるものではございません。ただ、支払い区分をはっきり地方自治法の方で、この方々の報酬とうたっておる者以外の個人で活躍してみえる方に対する支払い根拠を報酬から報償へ変えたということでございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうしたら、先ほど聞いておるように、議員も報酬から報償に切りかえることはできんのか。

○議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝義君） 議員の方々に対しては、地方自治法ではっきり報酬及び費用弁償を支払うという形でうたってございますので、議会議員に対しては報償費に切りかえるということではできません。あくまでも報酬でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうしたら、なぜ今、報酬を報償にしたのということなんだ、問題は。そのまま報酬にしておけばいいがね、別に。それを変えたというのはどういう意味なのということ。

結局、今までの区長が15なら15で一定で、区長がずうっとなっている。その中で、地域が多いところについては、それ以上払うという意味なのかということをお聞きしておるわけね。だから、その辺のところをきちっと言わないと、聞いておる人だってちょっとわからへんんじゃないかなあ。わかった人おるかな、本当に。やっぱり一般質問をやっているんだから、わかりやすくなきゃいかん。私ら議員というのは好きで出ておるんだ。あんたに出てくれとか、市民に出てくれとか言われて出たわけじゃないんだ。私が好きで出るんだから、皆さん応援してくださいとやっておるわけね。区長や組長、班長は、地域の自治区から何とかしてあんたにやってください。次の方はまたかわりますからということでやっておるんだから、その辺のところをよくきちっとして、説明してちょうだい。報償と報酬というのはどういうふうに違うんだということ。

○議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝義君） 今回、先ほどから言っていますように、区長さんに対する金額を見直したということは別にしまして、そういうことがないとしたら、例えば多くの市民を抱えてみえる地域に対して多く支給するという意味の変更はございません。あくまでも、その辺の支払い根拠は変わるものじゃございません。先ほどから言っていますように、個人で市に対して御活躍いただいております人に関して、はっきり地方自治法で報酬を支払うというふうに述べてある者以外を報償費に切りかえたということだけでございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうしたら、議案に出して何も削ることはないがね、そのままやっていたらよかったのに。

今の議員については報酬審議会もあるので、こういう世の中、だんだんだんだん、さっきも言った油とか、いろんなものが上がってきております。各家庭もかなり厳しいところがあります。こういうのがあるんだから、実際報酬というのは、議会に出席したり、あるいは会議に出席して初めていただくということであるので、年間にして100時間か150時間で700万という今の報酬をいただくということは、市民の方でもかなりみんなが苦しんでみえると思います。生活も、かなりえらいと思います。特に昨年の6月1日からは定率減税がなくなり、税金がかなりの値段で上がっちゃったわけなんだ。こういうのを含めて一遍市長も、報酬審議会というのがあるんだから、そういうところで議論していただきたいなあというふうに思っております。そうすれば、年間にすれば1億近くの金が浮いてきます。1億浮いてくれば、

私が前言ったように、200万以下の所得の少ない人、あるいは年金で200万円以下の人について無税にしても1億5,000万そこそこで済むわけだから、議員も努力をしなきゃいかんというふうに思っておるので、できたらそうできるようにしていただきたいなあと思っておりますから、この答弁をもらうとといったって、市長もなかなか難しいからいいです。

次の健康診断の無料化と人間ドックということであります。

国民健康保険税は昨年までだと2万6,500円。1万円が戻ってきますから、実際、本人負担が1万6,500円です。ことしから、何か私がこれを書いたからか知らんけれども、安くなって1万3,000円とかなりましたけど、人間ドックは。私どもは社会保険やら、市長は共済年金が保険か、何かあるわね。そうすると、昨年場合は8,500円でしたよね、社会保険は。今度高くなって、9,500円か9,700円ぐらいになっております。なぜ社会保険と国民健康保険は人間ドックが高いのか、ここのところを一遍聞きます。

○議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

○健康推進課長（鯖戸善弘君） では、失礼してお答えさせていただきます。

今、議員の御指摘のように総額では2万6,500円、いわゆる海南病院での弥富市の人間ドックを想定したときとは変わりはございません。それで、今回1万3,000円の自己負担に負担分が変わったということなんですが、私どもも仕事をさせていただく中で、利用者の声なども確認したりしている中で若干高いかと感じたりする声もあったりして、実際実施してきたときの、最初は少しでも個人の負担を多くして、より多くの方に受けていただきたいという考え方で、定員も多くをとっていたわけですが……。

○18番（大原 功君） 私は1時間でやらなきゃならないんだ。値段の違いだけなんだ。どこまでやるの。

○健康推進課長（鯖戸善弘君） わかりました。

それで、1万3,000円自己負担というのは、いわゆる海南病院で行っている一般的な社会保険と比べると、弥富市が行っている部分については、腹部超音波、あるいは眼底とか眼圧がプラスされております。その分を含めると、1万3,000円の自己負担をいただくのが妥当なところというふうに考えて、させていただいております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 市長も1年に1遍は受けられていると思っておりますけれども、私が言うのは、国民健康保険と社会保険、病院へ行っても同じ3割負担です、どちらも。それから、うちは会社をやっていますから、我々が払っておる医療についても3割負担。同じ3割負担だから、片方の社会保険が9,500円で済めば、なぜこっちも9,500円にしないのかということ。どこが違うの。

○議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

○健康推進課長（鯖戸善弘君） 実は人間ドックにつきましては、特に老人保健法とか健康増進法で定められた健診ではございませんで、それぞれの市町村が任意で行っているわけでございます。それでそうした医療保険などのような3割負担とか、そういう枠で定められるものではございません。それで、適正なところで、先ほど答弁させていただいたような形で金額の方を考えさせていただいているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 私らがやっておるのは国の管掌、保険がね。国民健康保険税というのは市が単独でやっておるんだな。だから、何も8,500円でも9,000円でもいいわけなんだ。我々と合わせてもいいわけ。

それともう一つは、昨年の6月に新しい法律、人権差別法というのが出てきたわけ。そうすると、人間ドックをなぜ弥富は1,000人と決めるのということ。保険を払っておる人は全部人間ドックを受けさせればいいわけだ。なぜ差別をするのかということをやっと一遍聞きたい。

○議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

○健康推進課長（鯖戸善弘君） 決して差別とかそういうことではなくて、やはり限られた予算の中で事業を推進していくには、限りある財政の中で定員を決めさせていただいているということで御理解いただきたいと思います、そのように思います。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 財政じゃないんだ。市長もこの間言っていたね、自治功労者の中で。ある人が何やら頼まれたら、お金がないと言った職員がおって、こんなたわけはおらんと何か言われたということを私は聞いたんだけど、財源がないんじゃないじゃなくて、弥富に住んでおれば健康でみんなを守ってあげることが大事。だから、そういうことを含めると、先ほど言ったように、議員の報酬だって日当制にすればかなりのものになる。市長がよく見直せるものは見直したい、そして改められるものは改めたいと言っておるんだから、市長は4万4,000の、いわゆる当主なんだから、そういうことも含めてしたらどうかと思うんですけども、あなたが言う差別をしていないということだったら、ことしからは人間ドックの数もう制限はないんですか。だれでも行けますか。

○議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

○健康推進課長（鯖戸善弘君） 先ほどもお話しさせていただいたような形で、人間ドックというのは任意で行うという中で、実は人間ドックそのものを実施していない市町村の方が圧倒的に多いわけなんです。それを御理解いただきたいと思います、まず。その中でも、弥富市の方は海南病院が利用される、また住民の方も、そこを利用した総合的な健診をしたいという思いがある中で対応させていただいております。あと、ほかの形でいくと、20年度か

ら始まる特定健診にがん検診とかそういうのをあわせ持って健診したりして、それぞれ国民健康保険の方は利用していただいたりとかしておりますもんで、そういういろんな中で選択して有効的に御利用いただく形で住民の方に理解していただいて、健康推進課の立場でも、住民のそうした健診の方の支援がしていきたいと思っています。

- 18番（大原 功君） それはいいんだ。制限はしないかということ。
- 健康推進課長（鯖戸善弘君） 制限はございます。人数においては制限はありますし、それは決して差別とかそういうのではなくて、任意で予算の中でやっていく中で定員が生じるということでございます。
- 議長（黒宮喜四美君） 大原議員。
- 18番（大原 功君） これは、私は前からもう何回も言っておるんですね。朝早く並んで順番をとってやっていく人と、なかなかその順番にうまく当てはまらんという人とあるわけね。だから、そうなれば、昼から受けられる人と午前中に受けられる人というふうにやってあげないと、パートなんかへ行っておる人なんかは、もう朝6時とか7時に行っちゃったら、とてもじゃないけどエラーができちゃって受けられんわけね。だから、お互いに国民健康保険税を払っておる以上は、どの方でも受けたいと言え人数はなしで、ちゃんと受けさせてあげるということが大事なことだ。市長がいつも、安全に安心で市民を大事にということを言っておるんだから、そういうこととあんたの言っていることは全然違うよ。ちゃんと最初から出してあるんだから、片方の当主は、市民に優しい、市民を安全に、そして弥富市に住んでいただきたい、そういうまちづくり、新市をつくりたいということを市長は言っておるわね。そういうふうに言われておるんだ。課長が言っておるのはちょっと違うような気がするけれども、時間がどんどんなくなってくるので次に行くわね。

次に学校建設ですけれども、先ほどある方が言われましたけど、第2桜小学校というのは分校になっちゃうから、私はそんなことはいかんと思うので、できることなら桜の中の平島で中学校の跡地につくっていただきたいなあっておりますけれども、これにはかなりのアンケートがありました。平島地域の570人前後ですけれども、アンケートをとったら、平島に小学校をつくってほしい人が73.5%、それから十四山に平島の方が来てもらったら嫌だという人が62%あるわけなんだ。こういうアンケートをとっておって、それで市長は1案・2案というふうになっておりましたけれども、この1案・2案を廃止ということでプレハブという話になったのか。

- 議長（黒宮喜四美君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

桜小学校のマンモス化の問題につきましては、昨年の5月から回数にして5回、学校整備検討協議会というものでさまざまな御意見をいただいております。その間で地元の説明会を

させていただいたり、あるいは先ほど議員がおっしゃった地元のアンケート調査をやったり、あるいはそれぞれの自治会において要望書等も御提出いただいたりと、さまざまな形で検討してまいりました。そうした中で、つい先回の5回目の学校整備検討協議会で教育委員会の方から一つの案としてプレハブの問題が出されたわけでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 市長、ちょっと違っておらへんかね。そうしたら、なぜ今回予算が入っておるの、180万というのが。案が、この間、まだ3月1日かしらに出されたというならば、その前にもう今の予算が組まれておるわけなんです。そういうことになると、私が昨年12月の議会で言ったときには、12月21日には学校問題の1案・2案については結論を出しますとって議会が終わってしまっておるわけね。その中で、あなたは県や国に予算陳情に行ったかと言ったら、行かないというふうだったんだ。その間に、なぜプレハブが3月の1日にでかすというふうにしておって、議会に何も報告なしで、なぜ予算がこの予算書の中に出てくるんだということ。だから、言っておることとやっておることが全然違うわけなんだ。これが、今きょうここでして、6月議会でこの予算を組ませていただきたい、プレハブをこうやってやらせていただきたいというなら、これは市民の方だって、平島町の方、また桜の方もようけ見えるけれども、そういう方でも納得がいくんだよ。さっきだれかが言ったら、新聞が先取りして書いたと言っている。先取りして書いたなんていうのは、あなたが先取りしてこの予算をつくただけのことであって、プレハブは後からの話なんだわ。市長、この辺のところはどうだい。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

この予算の問題につきましてプレハブ云々の問題でございますけれども、事前に教育委員会と行政の方と協議をしていることは事実でございます。そういった中でそういう予算組みをさせていただいているということでございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 教育委員というのは、実際学校をつくるんじゃないんだよね。学校ができてから教育委員は管理するんだ。この辺のところを、市長、間違えてはいかんよ。学校をあなたがつくって、それから教育委員に渡して、教育委員がそこで管理するんだ。あなたの言っていることは全然違う。この辺のところをもうちょっと宿題でよくしないと、新しい教育長ができたんだから、これだと市民は何だということになっちゃう。市長、その辺のところをもうちょっとしっかりやっていただきたいなと思います。

それから、5年を目当てというふうにやられるのかどうか知りませんが、これには新しい学校をつくりたいというふうに出ておりますけれども、平島町は今どんどん住宅が建

っております。きょうも新聞を見ておると、ある会社なんかは4ヵ所で80ぐらい建設すると書いてあったけれども、それ以外のところでも別の会社もありますから、かなりの住宅が建ってきます。こういうふうになってくると、今は平島だけで約2,400世帯、人口にすると7,000人となっておりますので、かなりの勢いで住んでいます。

そうすると、やっぱり学校をつくっていただきたい。それはなぜかといったら、なぜ区画整理を平島町がしたかということなんだ。それは、弥富にようけ住んでいただきたい。利便性のある、駅まで行ったら10分ぐらいのところということで区画整理。また、これはだれかがほかのところでも、区画整理の事業をどうだというふうにお尋ねがあるようなことをしておったけれども、やはり区画整理というのは、その地域にようけ住んでいただいて、そしてお互いに少しの税金で案分ができるように、お互いに薄く広く払うというふうに、そういうのをつくって、まちづくりというのが基本だと思うんだね。市長、この辺のところはどうですか。区画整理は何のためにやるのか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員がおっしゃるとおりでございます。新しいまちづくりのために、しっかりとした道路をつくり、あるいはさまざまな公共施設等も考えながら、しっかりとしたまちづくりをしていくということでございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうでしょう、市長と私と同じ考えなんだ。だから、私は市長の抵抗勢力でも何でもないんだ。ただ、こういうことがあるよということだけはしていかないと、区画整理というのは、2割5分の土地を持っている人が減歩しながら、前ヶ須でもそうですけれども、やっていくわけね。そして、そこに多くの人に住んでいただきたい。そうなることによって、これから下水でも、1,000人住むところと2,000人住むところの差も変わってくるわけ。使用料が変わってくるわけね。そういう基本料やいろんなものがある。そういうのを含めてやっていくことがまちづくりだから、市長の考えと私の考えは全くよく似ておる。まちづくりをするためには区画整理だから。区画整理をやるには人口がふえる。ふえれば当然学校は必要になる。十四山に今二つの小学校がありますけれども、約5,800人で、なぜ二つの小学校が必要かということになっちゃうんだな。だから、平島は7,000人おるから、本当を言うなら早く平島につくっていただくということになると、避難所にもなるし、学校の勉強もしていただく。そうすると我々も、市長はまだ60代でいいけど、私は65ですから、医療関係をようけ勉強してもらえば、もうちょっと長生きできるというふうでありますから、そういうのも含めて、市長、早く学校をつくっていただいて、足らん予算は、できるだけ下水ばっかりに回さずに、学校の方に早う回して学校をつくっていただくということをお願いするんですけれども、もう一遍答弁をひとつお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員からさまざまな貴重な御意見をいただいております。ありがとうございます。私の施政方針の方でも述べさせていただいたように、新校舎の建設を前提といたしまして、これから全力を尽くして頑張ってまいりますので、またお力添えをいただきたいというふうに思います。

また、平島地区の区画整理事業につきましては、私が聞き及んでおるところによりますと、平成9年から実はスタートしておるわけでございます。そして、今のようなことは、その当時から予測がされることでございます。午前中にも言いましたように、平成12年から学校整備検討協議会というのは発足されておるわけでございます。そのときにも、桜小学校のマンモス化について問題提案されており、また第4回目の平成14年の6月4日におきましては、最重要課題ということにも、実はこの桜小学校のマンモス化は述べられておるわけでございます。その計画において、少し計画がおくれてしまったということについては周知の事実でございます。これから全力を挙げて建設を前提といたしまして努力いたしますので、大原議員ともども各議員の御支援を賜りたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 平成9年じゃなくて、あれをやったのは平成3年の4月ごろからです、東の。それから中。あなたが言われるのですから間違えんように。答弁は要らんから。間違えてもらっちゃ困ります。

○議長（黒宮喜四美君） ここで暫時休憩をいたします。再開は3時15分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時03分 休憩

午後3時13分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

三宮十五郎議員、お願いします。

○16番（三宮十五郎君） 通告に基づきまして、大きく2点にわたって質問をさせていただきます。

最初は、巡回バスの運行と位置づけについてお尋ねをしたいと思います。

巡回バスにつきましては、さまざまな議論がございまして、まだ私は市としての一致した方針にはなかなかないというふうに思いますが、最近のさまざまな状況の変化の中で、巡回バスにつきましては、もっと大きな位置づけで対応する必要があるのではないかというふうに思いますので、市長のお考えをただしたいと思います。

とりわけ、この問題では位置づけの方からお尋ねに入りたいと思いますが、今、二酸化炭

素などの排出を大幅に減らすこと、省エネルギー・省資源によります温暖化防止は、日本と世界にとっても待ったなしの非常に厳しい大切な課題となっております。我が弥富市は日本で一番低いJRの地上駅を持ち、伊勢湾台風からさらに1メートルから1メートル50センチの地盤沈下が進んでいる中で、今後海面が1メートルから2メートルも上昇することなどが予測をされておりますが、そんな事態になれば、巨大地震や台風などの被害ははかり知れないものとなる可能性が心配されます。このまちを子供や孫に安心して引き継ぐためにも、市と市民が協力してできる防止の課題を明らかにし、他の市町に先駆けて取り組むことが求められております。その意味でも、弥富の巡回バスについては、それなりの位置づけが必要ではないかというふうに思います。

弥富市といえば、私たちの世代や、まだ後しばらくの世代というのは、非常に水郷で、田んぼや畑に囲まれて、空気のきれいなところだということで、特に港区なんか公害の中で小児ぜんそくなんかで苦しむ人たちが、弥富にもたくさん子供のためにということで移り住んできた経緯がございますが、今、弥富市は弥富ふ頭、鍋田ふ頭、飛島ふ頭、湾岸を初めとする高速道路、産業道路が次から次へとつくられていく中で、その結節点として発展していくことを市の幹部も市民の皆さんも期待をしておりますが、このことで市の財政的な基盤が強化されるという側面もありますが、もう一方で、そう喜んでおれない重大な事態も始まっております。

例えば、環境事務組合の清掃工場の建設と流域下水道の処理場の建設に先駆けまして環境評価が行われましたが、その中で二酸化硫黄と二酸化窒素につきましては、環境基準に適合しているとはいいいながら、かなりもう基準値に高いものになってきていること。それから、ぜんそくなどの原因となります浮遊粒状物質と光化学スモッグを発生させます光化学オキシダントは環境基準を超えていることが既に以前から明らかにされており、物流基地として発展をしていくことは、日々住民の健康被害も新たに心配されるものとなっております。中電を初めとする臨海工業地帯と自動車等の排気ガス対策は、地球環境を守る上でも、地域住民の日々の健康を守る上でも特別に重視する課題となってまいりました。

県や他の湾岸自治体と協力しながら、排気ガスへの規制を進めることとあわせて、市としては、こうした立地条件によります収益の一部を財源とし、巡回バスの活用を中心とした、可能な限り日常生活に自家用車を使わなくても済むまちづくりを進めていただくことが大変大きな課題となってきているというふうに思いますが、そうした調査や研究、あるいは市民的合意をつくるための議論を、ぜひ市長としてそういうまちづくりを進めるイニシアチブを発揮していただきたいと思います。御見解をまずお願いいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

巡回福祉バスとか巡回バスという形をちょっと置いておいて、やはり地球の温暖化、あるいはCO<sub>2</sub>削減ということにつきましては議員おっしゃるとおりでございます、これは今もう世界的な規模で何とかせないかんということでございます。また、日本とのかかわり合いの中においても、ことしの夏に行われます洞爺湖サミットにおいても、環境問題が世界から集まって論議されるという状況でございます。そして、さまざまなことが言われておるわけでございます。もう地球の温暖化ということに疑う余地はない。あるいは、北極の夏の解氷がどんどんどんどん解けている。あるいは、ロシアにおける、いわゆる永久凍土といったようなものについても、もう解けてきているんだと。そして、先ほどおっしゃいましたような海面の水域が、今世紀の末には60センチぐらいは高くなるのではないかというような状況でございます。こういったさまざまなことが危惧されるわけでございます。そうした中で、私たち弥富市の市民一人一人が何をしていかなきゃいかんかということは切実な問題であると同時に、具体的な行動に移していかなきゃならない問題でもあらうと思います。そういった中で、私ども広報「やとみ」であるとか、あるいはホームページ等におきまして、その啓発活動というか、地球の温暖化、あるいは環境の問題につきまして市民の方に少しでも意識を高めていただきたいというようなことを、広報の5月号ぐらいからしっかりした御意見をしていきたいというふうに思っております。

また、巡回バスの問題につきましては、福祉バスという形で今は位置づけをさせていただいております。議員御承知のように、この福祉バスは平成11年から運行を開始いたしまして、昨年の6月に1台を増設し、今は4台という形で年間経費4,800万円という膨大な経費を使いながら、市民の皆様の利便性を考えさせていただいております。しかし、これは先ほども言いますように、福祉施設を中心とした、高齢者を中心に社会的な参加をもっともっていただこうというような意味合いを持って、巡回福祉バスという形で活用させていただいております。もし、議員の御指摘のように地球の温暖化、あるいはCO<sub>2</sub>削減という中で、このバスを中核的な交通手段にしたらどうだと考えていくなれば、私は、バスの位置づけを明確に変更していかなきゃいかんのではないかというふうにも思うわけでございます。

そういった形の中で、市民の皆様に先ほど申し上げました温暖化の問題、環境整備の問題について、まず意識を高めさせていただく。そして、その次の段階として、この巡回バスを御利用いただくための計画的な利便性を考えていかなきゃいかん。そうした場合には、有料ということも視野に入れながらやっていかないと、なかなか難しい問題も出てくるんじゃないかなあというふうに思っております。それが駅であるとか、病院であるとか、あるいは公共施設といったような中で巡回をさせていただく場合においては、少し有料ということも考えながら、この巡回福祉バスから、いわゆるコミバスというような位置づけにしていかなき

やなんのではないかなあという一つの案を持っております。一度また、皆さんと一緒に御検討もしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○16番（三宮十五郎君） 位置づけとして最初にも申し上げましたが、全国で一番標高の低いＪＲの地上駅を持っている。それから、伊勢湾台風を経験されたことのない市民がもう大半になっておりますが、あの状態からさらに１メートル50近くも地盤沈下をしている状況のもとでさらに海面上昇等が進めば、もちろんそれだけではない、要するに気候変動や農作物に対する影響というのもすさまじいものがありますが、そういう中での対応で、市長も今、本当に全地球的な問題だというふうに言われましたが、具体的にそれぞれの市町でできることを取り上げていくということが一つだと思いますし、既に一定の、弥富市としては巡回バスにつきましては経験を持ってきておりますので、こうした経験も生かしながらということでもございますが、同時に、非常に自家用車になれた暮らしで、すぐそこへ行くにも自家用車というか、温暖化防止、排気ガス問題でいいますと、一番大きい問題は企業と自動車の排気ガス対策だと思うんですね。ただ、これはマイナスの面も伴いますが、弥富市にとってはプラスの面も伴う問題でありますので、きちんとそれなりの位置づけをして、必要な役割を果たしていただくということと、同時に、もう一方で全市民的な温暖化防止の運動を、なるべく昼間のまちの暮らしの中で車を使わなくてもいいような取り組みをしていこうと思いますと、やっぱりバスの位置づけなんかをもっとさらに掘り下げていくということが強く求められておりますので、その面での御研究や御検討を進めていただくこと。

それから、弥富市でこの間に私が気がついたことの中では、旧弥富町時代のピークには、ごみの総量の大体25%ぐらいをリサイクルに回すことができておったんですが、最近だんだん落ちてきて、20%強ぐらいになってきているというふうに伺っております。やはり市民の意識が、こういう事態がどんどんどんどん進化しておるにもかかわらず、なかなかそういうものになっていない。行政としての努力を、そんなに市民が苦労しなくてもできる方法を一緒に考えていくとか、それから私がここで今一番、そういう意味でいうと行政がかかわった資源、エネルギーの無駄遣いというのは、環境事務組合の灰の溶融固化だと思っています。これは、つくるときには路盤材なんかに使えるということで、高額補助をいただいてつくったんですが、今それをやったって、結局最後に埋立処分するときは通常のごみと同じ料金を払わなきゃいかんというようなことですから、活用できないものについては、電力と相当の費用の無駄遣いをしているわけでございますので、こうしたものについてもきちんと位置づけをして、不必要なこと、それから不合理なことは改めていくというか、全体として、そういう努力をしっかりとしていくということをお考えいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 全く三宮議員のおっしゃるとおりでございます。私も今回さまざまなことを予算の中で提案させていただいておるわけでございますが、今、7地区あるコミュニティーに対して、さらに地域の力をアップしていただきたい、あるいは地域の中でのコミュニケーションを高めていただきたいというふうに思っております。

そうした中で、ひとつ私が御提案申し上げていきたいのは、ごみの問題でございます。先ほど環境事務組合の問題がございましたけれども、いわゆるごみにおける経費負担は、均等割と人口割とごみの量の割で決められるわけでございます。そして、このごみの量という形のウエートが50%あるわけでございます。ごみの量を削減していったって、こういった経費負担といったものに対しても軽減させていただかなきゃいかんという中で、ごみの問題、あるいはリサイクルの問題についても、私ども弥富市としても大変重要な問題であるというふうに思っております。このためには、一人一人が生活の中で、分別から含めまして、ごみの量の削減に対して意識をいただくということが非常に大事ではないかなあと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○16番（三宮十五郎君） ぜひ、バスの位置づけも含めて、現実に行行政としてできる、あるいは市民としてできる省エネルギー・省資源の取り組みを強めるための手だてをとっていただきたいと思いますが、少しバスの問題に立ち入ってお尋ねをしたいと思います。

実は、19年度は以前のままのバスの運行で、6月から現在までダイヤが変えられましたが、この中で非常に特徴的なバスの利用状況が出てきておりますので、市民の要望に沿った、バスを何のために使いたいかということについて掘り下げていただきたいということでお尋ねしますが、例えば去年の4月、5月、十四山地内で乗った人の数は2ヵ月平均で月150人で、地区の人口から計算しますと2.66%です。それから、白鳥学区では292人で5.12%でした。旧鍋田、要するに筏川以南の区域は1,941人が乗られて、それは人口比の28.1%でございます。十四山地域は、ここに比べますと鍋田地区は10.6倍近い利用がされています。最大の理由は、私は運転手の方にも聞いたんですが、火曜日からの運行ですよ。とにかく火曜日の朝のうちのバスというのは、乗り切れん人が出るんじゃないかということをいつも心配しなきゃいかんぐらいの人が乗っていて、かなりの割合で海南病院に来る人だそうです。やはりお年寄りの方が多くてね。だから、そのことがこういう差になっておりまして、これが、6月からは少しダイヤが改正されたこともありまして、十四山地区が5.23%、白鳥学区が6.5%、旧鍋田はダイヤがちょっと変わったことで減ってきた関係もありまして26.5%ということで、多少格差は減っていますが、しかしダイヤの組み方でかなり、しかも周辺も含めて利用が減ったところも出てきておりますので、本当に住民の希望をきちんと聞いたバスの運行をするか

どうかというのは、非常に大きい問題だということを改めて感じました。

それともう一つは、私の地元でございます弥生学区は15ヵ所バス停がございますが、ここもまた極端でございます、福祉センターへ全市から乗ってきていただいて、また帰っていただくわけですが、ここの10ヵ月の利用者が6,883人。それから、2番目に多いところが海老江公民館、イオンタウンのあるところ、ここは951人。その次がＪＡの弥富支店、911人。この三つのところは乗っておるなという感じなんです、もうとにかく10ヵ所は1ヵ月に5人以下なんです。1日に4回と4回で8回バスが通るわけですが、とにかく1ヵ月に5人以下の停留所が10ヵ所あるんですね。だから、本当にこの人たちが希望するようなバスの運行には全然なっていないくて、このことを指して空気を運んでおるようなものだ、無駄だという批判も出てくるわけでありますが、弥生学区の人たちが福祉センターに来るためにバスを使うというのは、よほど足の悪い人だとか、それからＪＡの弥富支店のあたりだと、そこからお年寄りの人はバスで行った方がいいんですが、ほかのところは、あんまり距離的に見ても……。そうすると、このバスの運行というのは、年月をかけて私どもが経験してきたことからいいましても、もう住民の希望に沿って運行するという方向に思い切った検討が求められているのではないかと。

それで、十四山や弥生学区や白鳥学区の利用が少ない最大の理由は、とにかく今の福祉センターからイオンタウンのところを通過して、1号線を通って市役所や海南病院の方へ来るコースと、それから農協の弥富支店を通過して、近鉄駅を通過して出るところ、ここはよく使われるんです。結局それ以外は海南病院に着く時間というのはかなり遅くて、本当にこっちの人たちがバスを使いたいという最大の理由は、市役所へ来たり、海南病院へ行ったり、こういうことに使える時間帯でバスを運行してほしいという要求がかなりございます。だから、そういうことをもうこの際きちんと見ていただいて、住民の意向も聞きながら、それに見合うバスの運行をしなければ、せっかくよかれと思ってしたことが、費用対効果という大変あれだし、市民から見ると、私たちの要望に沿ってないという批判を招く原因になっておりますので、ぜひこの点では、きちんと検討委員会もおつくりいただいて、どうするかという、具体的にバスを効果的に使う手だてについては放置できない問題になってきているということをお認めいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員の方から大変貴重な御意見をいただいております。

昨年の6月から1台増設いたしまして、合計4台という形でやらせていただいておりますけれども、その当初は市民の皆様からさまざまな御意見をいただきました。一番多かったのがバス停の増設でございます。そうした形で御意見をいただいたわけでございますが、今議員がおっしゃるとおり、非常に利用回数が少ないというところが多々見受けられるようにな

りました。担当課長の方も、その辺のところにつきましては数字を具体的にっております。そういった中で、さらにこの福祉バスを充実させるためにも、議員おっしゃるとおり、抜本的な考え方を改めていかなきゃいかんというふうに私自身も思っておりますので、一度総合的な見地で考え方をまた新たにしていきたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○16番（三宮十五郎君） せっかく大切な税金を使って運行するものでございますし、皆さんも期待をしておりますので、一日も早く、十分皆さんの意見も聞かれて見直しを行うことを強く求めまして、次の質問に移っていききたいと思います。

実は、昨年市長が就任されて以来、私が一貫して求めてきましたのは、法律で定められた弱者支援の制度をきちんとこの際、本来憲法や地方自治法や地方税法、国民健康保険法というもので定められた基準を守るまちなしてほしいということでございましたし、市長自身も支援が必要な方にはきちんと支援をしていくということを公約されて市長になられたこともございまして、特に昨年の10月に、国民健康保険の加入者の皆さんで生活保護基準の1.3倍以下の前3ヵ月の実収入の人を対象にいたしまして、医療費の自己負担分の徴収猶予、2分の1への減額、あるいは全額の免除という三つの仕組みをつくっていただきまして、これ、弥富市の税や負担の減免制度では、収入基準もはっきりさせまして、非常に合理的な基準として今までになかったことでございました。

そのこともありまして、昨年秋から年末にかけての議会や委員会の議論の中で、弥富市の現在のその他の減免制度についても再度見直しを、ことしの春をめどに行うと市長にお約束をしていただいております。私は大分期待をしておったんですが、本当に今、福祉関係の皆さんの仕事がめちゃくちゃ忙しくて、結局、市長が議会で約束をしておる、あるいは委員会で約束をしておることについて、なかなか担当の課長や部長の皆さんがそこまで手だてがとれないような事情が続いてきておって、この間、私はもう新年度予算の中に、あるいは条例の中に、あるいは規則の改正の中にそういうものが入れられるものだと思い込んでおりましたのでお尋ねしたら、ええっというような顔をしておられますので、これは今の職員の皆さんたちが置かれている大変な事情も一面では反映をしておりますが、特にさっき、私とは大分立場が違いますが、大原議員の質問の中でもありましたが、本当に働かされ方が大変な状態になったり、あるいは大企業やそういう人たちは史上最高のもうけを上げておると言われますが、一般の庶民の皆さんはそんな実感は全然ないわけございまして、そういう中で暮らしに追われている。

しかも、びっくりしたのは、今、国は灯油が上がったことに対して、全国の都道府県に対して福祉灯油を助成するなら、その2分の1を特別交付税で措置すると。うちは地方交付税

をもらえない団体ですが、そういうところでも実施をすれば2分の1は特別交付税で負担をするというのが、昨年の冬に入りかけたところで通知がされておったそうですが、結局それは都道府県への通知であって、市町村には来ないわけですね。私たちが聞いたのも、もうほとんど3月に近くなった時期でございますのであれしたんですが、そういうことをせざるを得ないような状態になってきている中での問題でございますので、たまたま国民健康保険につきましても課長にちょっと以前にお尋ねをしたら、後期高齢者医療制度が始まって国民健康保険の制度そのものも変わるから、この議会で国保税も含めた見直しもしたいということで、いろいろ過重な負担になっておる点についても、ぜひこの際考えてほしいという話をしておったのですが、この間お尋ねしたら、国の方の制度なんかの改正がまだきちんと決まっていけないこともありまして、とても3月にはできないというふうに言っておって、多分4月の臨時会になるだろうというふうに言っておられますが、今春をめどに、去年一定の見直しがされたんですけど、さらなる見直しをするというお考えは今も変わっておらないかどうか、まずそのことについて市長から御答弁いただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

法で定められた弱者支援の制度をさらに充実をということでございますけれども、私どもといたしましては、さまざまな観点から、国保税、あるいは介護保険料、利用料、市民税、固定資産税等の減免制度を実は行っておるわけでございます。そういった中において、基本的には昨年同様に、この減免制度については周知徹底をしながら実行してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○16番（三宮十五郎君） 私が今お尋ねをしたのは、やはり今までの減免制度と去年の10月から始めました国民健康保険の加入者の医療費の自己負担分の減免制度というのは、非常に大きな違いがあるんですよ。要するに、まじめに働いている人たちが生活保護の人よりも厳しい暮らしをしなきゃいかんようなことをなくすということが、この制度の一番の目玉なんですよね。要するに、生活保護基準の1.2倍以下の人については、医療費の自己負担を2分の1にすると。しかも、実際暮らしに困っておって、直近の3ヵ月の収入がもうそういう状況になっている人ということ、それから1.1倍以下の人はいまもう全額免除をするということですから、非常にこれは大事なことです。もともと市民税なんかの減免制度も、国税徴収法に基づいた考え方で減額や免除するということが基本になって、市町村長はすることができるというふうになっておるんですが、残念ですが、去年の10月以前の弥富市の減免制度というのは、例えば国民健康保険税でいいますと、介護保険もそうですが、生活保護基準を現に割り込んでおる人について、その負担を2分の1にするということですから、国民健康保険

の医療費の自己負担分を減免するという制度に比べると、相当大きい差があって、本当に生活保護よりも低い収入しかない人たち、あるいはそういうお年寄りで、ひとり暮らしで頑張っておられる人でも、国民健康保険税なんかの自己負担分を減額や免除する仕組みというのは、生活保護基準を割り込んだ人についてだけ2分の1を出していただくということですから、これはもともと国民健康保険法や地方税法で定められた、あるいは国税徴収法で定められた市民の権利、住民の権利というものから見るとかなり問題がありますので、ここを合理的なものにぜひ見直していただきたいということを去年1年間の議論を通じてやってきた中で、今春をめどに再度の見直しを行うというのが、市長の議会や委員会を通じての御答弁だと思っていますが、この点は今も同じお考えでしょうか。先ほどの御答弁だとちょっとその辺が、いろいろやっておるということで済まされておりますが、そういうことで法律上の市民の権利ですので、いかに問題があると思いますので、御答弁をお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

基本的な減免制度については変わっておりませんので、御理解賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○16番（三宮十五郎君） 国民年金の所得の低い人たちへの減免制度も、それから所得税の減免制度も、実は生活保護基準をもとにしたものでありますし、地方税法の減免基準も生活保護を基準にしたもので、少なくとも、その収入から負担をする税だとか、それから社会保険料だとか、こういうものを除いた実際の手取り収入が生活保護基準の1.2倍を超えるまでは減額や免除するという考え方が国税徴収法だったり地方税法の基本になっているし、それから国民年金の保険料の減免もそれが基準になっていますよね。そういうことを前提にして、市町村長は何々することができるというふうにもととの法律が決まっていますが、それに対して、今いろいろ各地域で行政不服審査や、あるいは裁判をやられた判例を見ますと、この「することができる」は、してもしなくてもいいんじゃないかと、しなければならないということで、やっと愛知県も重い腰を上げて、国民健康保険の医療費の自己負担分はそういうことで、弥富は地方のトップを切ったんですが、報告されていることによりますと、ことしの4月から津島の各市町村もこれは一緒にやっていくということになった中での問題ですので、今までやっていたことと、きちんと法律に基づいて弱者を支援するというのを、今、弥富の国民健康保険も介護保険もそうですが、生活保護基準を割り込んだ人についてだけ保険税を2分の1に減額するということですので、これは同じまちでやることとして整合性がないんじゃないんですかと。やっぱりきちんと国保の医療費の自己負担を減免する仕組みと、これ自身も、まだ政治的な経験からいえばいろいろ問題はあるんですが、少なくとも弥富市

が初めてこういう皆さんの減免制度を法律に基づいたものに踏み出したということである、私は大変大事な決断だったと思いますので、ぜひ今の制度そのものが、それに比べると余りにも差が大き過ぎますので見直してほしいということを求めたら、市長の方から、ことしの春をめどにさらなる見直しを考えたいという御答弁がございましたので、そのことをひとつ御確認いただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員御指摘の減免制度の改正につきましては、近隣市町村の確認というものをしっかりとさせていただきながら検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○16番（三宮十五郎君） これは近隣市町村がやっておるからやるとかという問題じゃなくて、きちんと法律で定められた市民の権利を守るという問題で、やはり客観的な物差しを決めて、免除できる人、それから減額しなければならない人はやっぱり決めてやることと、もう一つは、この考え方がはっきりしますと、実際、国民健康保険でも、ある条件の人たちはもう本当に8割ぐらいしか払えない人が出てきていますよね。そういう、もともと制度的に無理があるものについては、課税しておったものでも強制執行しない、滞納処分しないという決定をすれば、一たんかけた税金もまた免除することができる仕組みがあって、本当にまじめに働いて頑張っておる人たちが生活保護の人よりも低い暮らしを強いられるようなことがないようにという、もともと生活保護法というのは、ほかの法律で支援される仕組みがある場合は、そっちでちゃんと支援を受けてくださいと。それがだめなときは生活保護で応援しますという制度ですから。今、ぎりぎりの暮らしをしている人たちがふえてきていますよね。そういう人たちが守られる仕組みというのをぜひつくっていただきたいということを強く求めます。よその市町がやっておるかどうかわなくて、既に弥富市は国保の医療費の自己負担分については他の市町に先駆けて、これは県とも協議してきたことですが、やり始めている。そういうものとして、ひとつぜひ大急ぎで見直しをしていただきたいということを申し上げて、次の質問に移ります。

したがって、弥富市では国民健康保険の加入者の皆さんについては、そういうことがまだ十分どうも皆さんに周知がされていない、なかなかわからんもんですから、あんまり使われていないと思うんですが、いよいよこの4月から高齢者医療制度に75歳以上の人に移りますよね。ここでの問題なんです、同じ市民で74歳まではひとり暮らしだったり、御夫婦で生活保護基準とあんまり変わらないか、それより低い人たちについては免除制度が使えることになりましたが、弥富市は、ひとり暮らし非課税の人については、県がやめても、市が全額負担をして今までの制度を続けるということをお決めいただいておりますが、同

時に、同じ市民で、しかももっと高齢で、もう自分で働くこともできないような人たちが、医療制度が別にされる、それから弥富市の運営から離れて県の連合で運営されることから、そういうサービスが受けられなくなる人たちが出てきますね。これは、行政としては放置できないことで、必要な手だてを考えていただく。一番いいのは、市長会や議長会が政府に要求しておりますが、必要な支援をちゃんとやって、医療差別がないような仕組みをつくってほしい、きちんと財源の手当てをしてほしいということを要望されておりますから、これに沿ってやられるのが一番いいんですが、しかし恐らくこの4月からそういうことにはならんわけでございますので、弥富市として、こういう問題が発生してくることに對しては、私は、ひとり暮らし非課税の人は対応するが、もっと低い収入や条件で医療費の支援を受けられる人たちに対しても何らかの手だてをとる必要があると思いますが、どういうふうにお考えか、お伺いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

○保険年金課長（佐野 隆君） それでは、三宮議員の御質問にお答えいたします。

当市独自の制度といたしまして、国民健康保険税の減免制度の中に、福祉給付金対象者に対する国民健康保険税の均等割を2分の1にする独自の減免制度があります。先ほども議員がおっしゃられましたように、後期高齢者医療制度に移行する方は、あくまでも後期高齢者医療連合の条例に基づいた保険料を支払うことになります。したがって、現在のところ、愛知県の後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する条例においては、このような減免制度はありません。この方々に対する対応については県下全域の対応でありますので、常に弱者に対する保険料徴収の研究を進めるように、また他県の広域連合の情報も常に収集し、対応のおくることがないように広域連合に働きかけていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○16番（三宮十五郎君） ひとり暮らし非課税老人については、県の制度にかかわりなしに、弥富市は今までのとおり継続すると。実際に、ひとり暮らし非課税老人といっても、148万ぐらいまでは非課税ですよ、年金の方で。ところが、御夫婦で、それとあんまり変わらんぐらいの収入で生活している高齢者の人たちもおりますので、一つは、他の市町村がどうするかという問題もありますが、もう一方で、国保の加入者の人たちに対しては医療費の免除の仕組みを既につくっておるわけですね。これは、一つは広域連合の制度や国の制度として、国保や地方税法の定めにあるような生活実態に見合った減免制度の要請をしていくことと同時に、弥富市としてどうするかというのが、既にひとり暮らし非課税老人にやっているように弥富市独自の問題ですので、これは先ほども申し上げましたが、ほかの弥富の減免制度の見直しともあわせて、ぜひ検討課題としていただいて、一日も早くそういう方たちが、もう

75歳を超えて普通の人は、収入が足りないから働いてなんていうわけにはなかなかいかん人が多いわけですから、ぜひ立ち入って御検討いただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

それともう一つは、特に後期高齢者医療制度の発足とあわせまして、皆さん全員から保険料を新たにいただくということや、いろんなことがございますが、恐らく一番最初に困ることになるのは、今お年寄りが利用している介護型の病床、介護保険の対象にもなっておるものが38万床あるんですが、これを23万床これから減らしていくということ。今でも、お年寄りの方が病院に入る、あるいは長期入院するなんていうのは並大抵のことじゃないんですが、これを23万床ごっそりなくすとしたら、本当に今でも大変なんです、これは地域の皆さんにとって、とりわけ生活力の低い所得の低い人たちにとって、もう本当に野たれ死にしてみえと言われかねないような問題でございますので、これは市長会や議長会が国に強くそういう医療差別を起こさせないように、必要な財政的な手だてもとるようということを要請しておりますが、市長会やそういう場所で、私が最初にお尋ねしましたように、もともと法律で一定の条件以下の人については救済するというのが市町村長に負わされておるわけでございますので、その支援を国がきちんとするというのを強く求めていただきたいと思います、市長の御見解をお伺いします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 後期高齢者医療制度がいよいよ4月1日からスタートするわけですが、制度そのものにつきましては、もうスタートするということは確定しております。しかし、保険料等の問題につきましてもさまざまな論議があるところは、私も承知のとおりでございます。しかし、先ほど保険年金課長が答弁いたしましたように、後期高齢者医療制度につきましては県下全域の対応でございます。私ども市といたしましても、その事務経費を払いながら愛知県全体の枠組みの中でやっていかなきゃいかんということでございます。この問題についてさまざまな問題があることは承知しておりますので、またいろんな機会を通じて、連合に働きかけていくということではなくて、まず確認をしていきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○16番（三宮十五郎君） そういう広域連合の問題、あるいは国の制度の問題として弱者切り捨てがないようにいろいろお働きかけいただくことは当然なんです、同時に、弥富市の市民なんですよ。だから、明らかに弥富市で救済される仕組みが、それは県の制度の中では救済されなくても、弥富市の市民の、とりわけ条件の悪い高齢者の皆さんの暮らしを守るという面での努力も強く求めて、ちょっと質問をかえさせていただきます。

今、介護認定された人たちの控除証明は、弥富市は今年度、どの程度発行されておりますか。おおよそで結構でございますので、お答えください。

○議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

障害者控除対象者認定書につきましては、要領に基づきまして認定事務を進めております。

3月12日現在の認定者数でございますが、普通障害が34名、特別障害者が29名、合計63名となっております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○16番（三宮十五郎君） 皆さん非常に仕事が忙しくて大変だと思いますが、余りの数の少なさに愕然としております。もともと介護認定されている人たちは、他人の応援がなければ生活できないということで介護認定されておるわけでしょう。以前は、65歳以上になれば、身体障害者の4級以下の人たちと同じような税金なんかの減免制度もあったわけですが、定率減税はなくなる、そういうものは全部なくなって、本当に低いところまで税金がかかるようになっていきますよね。少なくとも、例えば身体障害の4級というと、握力が5以下になった、コーヒークップを持つのにちょっと大変かな、包丁で切るのにちょっと大変かなというだけで障害者手帳が出るんです。したがって、市町村長の責任で認定書を発行できるわけですから、結局、今みたいなやり方で、皆さん忙しいからなかなかできんわけですから、介護認定したときに普通障害は基本的に出すと。認定要領で大体のめどは決めてありますので、特別障害の人は出すということをやらなければ、せっかく制度を決めたって救済される人がされないと思いますが、いかがですか。そういうふうに改めるべきじゃないですか。

○議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（佐野 隆君） お答えさせていただきます。

対象者全員に通知できないかという御質問かと思いますが、あくまでも申請主義ということで、申請をしていただきまして、認定書を交付するというような形で進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○16番（三宮十五郎君） あなたたち自身がもう毎日の仕事に追われて、そういう周知も満足にできないような状態でしょう。なぜ申請主義にするんですか。市町村長が介護認定するわけですから、介護認定しておりますという通知を出すだけでいいわけでしょう。そうしたら、介護認定するときにそういう通知を出せば、あなたたちも楽になるし、その人たちは税金の減免が受けられるわけですよね。どうして申請制度という、ややこしい方向にしなきゃいかんですか。皆さん毎日仕事をやっておっても、自分の仕事もなかなかわからんぐらい今は目まぐるしく変わってきますよね。ましてや一般の人が、広報で1回書いたから、それで周知されるなんて思ったら大間違いだし、ましてや市民税の均等割が課税になるか非課税になるかでも、介護保険料やいろんなもののががらっと変わってきますよね。そういうことを考

えたら、市民の権利を守るのに、市町村長が認定すれば税法上の優遇が受けられる人ですから、介護認定したときに通知を出すということをするのに何の障害があるんですか。うちの規則だけでしょう、障害があるとしたら。これは、やっぱりもっと合理的な、皆さんの仕事がいやすいように改めるべきじゃないですか。これが一つ。

それからもう一つは、実は私もびっくりしたんですが、身体障害者手帳を今取ろうと思うと、なかなか大変なんですよ。先日も、ある大きい病院の勤務医をやってみて、開業医になられた方にちょっとお話を聞いたら、私も勤務医を随分長くやってきたけれども、今の勤務体制では、身体障害者手帳の検査をして診断書を書くなていうのはとてもやっておれる状態じゃないから、そういう相談を受けたら、もうなるべくさわらんように逃げて歩いて、ずうっとやってきましたと。本当に医療現場が大変な状態になって、看護師やお医者さんが過労死するような事態の中で、そういうお金にならなくて、しち面倒くさい仕事はなかなかやってもらえん状態に今なってきていますよね。ところが、まだ障害の軽い人たちは、やってくれる病院を見つけて行けるし、それから熱田の健身会館へ予約して行くと、やってくれますよね。江南市なんかは、市の車で定期的にそこへ診断書の人たちを連れてきて、取るようにしています。

同時に、一番大変なのは、介護認定されて、しかも病院に入院しておる寝たきりの人たち。例えば野村胃腸科だと、そういう認定をする先生がいないんですよ。それで、今は認定する制度がありますので、往診してくださる先生がおって、お願いしたいといって相談に行ったら、うちの病院におる間は認定に来てもらっては困ると言うんですね。そういう人たちは、もう間違いなく2級以上の手帳が出ますから、そうすると県から7,000円と弥富市から3,500円、毎月手当が出ますし、いろんな障害者としての支援が受けられますよね。そういう人たちが、そのまま野放しにされておるんです。なかなか今病院が、そういう人たちを受け入れることができんようになっています。

同時に、さっきも申し上げましたが、軽い障害の人たち、手帳が出る程度の人たちも、以前は65歳になれば自動的にそういう仕組みの中に年齢で入っていらっしゃいましたので、それでよかったんですが、そういうことが今だめになった中で、条件の悪い、所得の低い人たちは、税金や介護保険料やそういうのが幾らか安くなるということで受けられますので、ぜひ弥富市の福祉課としても、どこへ行けばそういった手帳の交付や診断を受けられるかということを、なかなか今大きい病院へ行ってお願いしますといっても、しばらく様子を見る、しばらく様子を見るといって、3年様子を見ると言ってほかれてきましたと。もうたまりかねて私のところへ相談に来て、じゃあ、あそこの病院へ行けば、あなたの状態だと、まだ診断書を書いていただく余裕がある先生がおりますから、そこへ行ってくださいといって紹介しなきゃいかんような事態に今なっておりますので、ぜひこういう問題についても、市民の

権利を守る、健康を守る。それから、そういう人たちが当然支援を受けられるようにするということで、これは介護高齢課や福祉課の仕事ですので、ちょっとそういう深刻な実態になっておるといことも御承知いただいて、弥富では、とりあえずどういう病院や、どういう方法をとれば手帳のための診断を受けることができるかということのをぜひ、さっきも言ったように、江南市の場合は一定の人たちを、相談を受けると自分のところの車に乗せて健身会館へ連れていくという方法もとっておりますので、弥富市としてできる手だてを考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 議長（黒宮喜四美君） 福祉課長。
- 福祉課長（横井貞夫君） 障害をお持ちの方の身体障害者手帳取得支援につきまして御答弁を申し上げます。

本市におきましては、身体的、地理的条件等により、受診の機会が少なく、歩行困難等のため受診することが困難な方で、日常生活に著しい支障のある在宅の重度身体障害者の皆様に対し、医師等を派遣して診査し、身体障害者手帳用診断書、特別障害者手当用診断書等の作成を支援させていただいております。医師や看護師等の派遣費用については、負担の必要がありません。利用者負担として診断書料、いわゆる文書料の実費負担をお願いいたしております。なお、訪問診査を利用されるときは、在宅重度身体障害者訪問診査申請書を市役所福祉課に提出していただくことになっております。何かございましたら、いつでも私どもにも御連絡をいただきますようお願いを申し上げたいと思います。以上でございます。ありがとうございました。

- 議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。
- 介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、お答えさせていただきます。

障害者認定書につきましては、当弥富市の場合、要介護１以上で障害者高齢者の自立度、認知症高齢者の自立度の組み合わせによりまして認定をしておりますので、要介護１から５の方すべてが対象になるわけではありませんので、そこら辺のところをちょっと御理解いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。
- １６番（三宮十五郎君） あなたたちが発行できるものをまず発行しなさいと言っておるんです。申請主義なんてしち面倒くさい制度にしておるから、ますますだめでしょう。だけど、さっきも言いましたように、身体障害者手帳というのは仮に６級まで出るんですが、握力が、片一方のきき腕じゃなくてもどっちでもいいんですが、５以下になった場合は４級の手帳が出るんです。そのことを考えたら、介護認定されておる人に障害者控除の対象にする認定書を出すことは何の問題もないはずなんです。そこは、皆さんが自分の仕事にもっと自信を持って、同時に市民の方を救済する仕組みをきちんとつくっていくということを本当に考えて

いただきたいと思います。そのことを強く申し上げて、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（黒宮喜四美君） 次に中山金一議員、お願いします。

○14番（中山金一君） 中山です。通告に従いまして、2点について質問をいたします。

1点目ですが、弥富市内の広域自動車道整備の進行状況について質問をいたします。

国会では道路特定財源が推移をするのか、撤廃をして一般財源にするのかについて話し合いがされていますが、適用期間が3月末で期限切れを迎えるために、審議も混迷を深めています。国や県等の関係機関に働きかけて道路網の整備が計画的に進められていると思いますが、市長は昨年の12月議会で渡邊議員への答弁で、まちづくりの基本である道路建設構想ということで、弥富市総合計画の中における重要課題として道路の基盤整備を上げられております。道路は、豊かな生活や活力のある経済をその地域にもたらします。弥富市の発展に広域道路の整備促進は欠かせません。国道155号線のバイパスの延伸工事が国道1号線に平成12年11月に接続されて以後、工事がストップをしています。国道1号線より南に400メートルの用地買収がされていると聞いていますが、工事の予定はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 中山議員にお答え申し上げます。

さまざまな基盤整備の中で、道路ということは私どもとしても最重要課題という中で整備をしていかなきゃいかんことでございます。私の施政方針演説の中においても、土木費に対する問題についてもさまざまな角度から述べさせていただいておるとおりでございます。

それから、道路特定財源に対する私どもの考え方も非常に困ったことがあるわけですが、この財源が、いわゆるガソリン税という形での暫定税率がこの3月31日で切れてしまうという中で、さまざまに今、国会の方でも論議を呼んでおるわけですが、昨年来のねじれ国会という形でなかなか思うように進んでいないのが現状でございます。その財源といたしましては、国全体で2兆6,000億あるというふうにも聞き及んでおります。そして、愛知県下における影響度というのは960億ぐらいあるだろうという形で神田知事からも述べられておるわけですが、そして、私ども弥富市におきまして、この道路特定財源が今後ストップした場合には非常に大きな影響があるだろうということで、その試算をいたしますと、実は約2.5億ぐらいの財源不足という形につながってくるわけですが、そういうことのないように、さまざまな形で今論議されておるわけですが、この道路特定財源は継続をしていただいて、私どもの地方に対する道路を中心とするさまざまな基盤整備に利用させていただきたいというふうに思っております。

個々の問題につきましては、開発部長の方から現在の道路に対する計画を述べさせていた

だきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（横井昌明君） 今、議員の質問で、155号の1号線以南400メートルの用地買収が終わりましたが、その後どうなっていますかという質問でございます。

これにつきましては、ことしの3月、今月でございますけれども、一応道路改良工事の発注を行うと県の方からお聞きしております。また、完成につきましては、20年度中に完成するというお話を聞かせていただいております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

○14番（中山金一君） 工事が、3月からされて20年度に完成するということをお聞きしました。

関連で、伊勢湾岸自動車道路から稲山地区の西側を工事が進められている名古屋第3環状線の道路は将来国道155号線に接続される道路で、工事予定はどのようになっているのか、また用地買収は進んでいるのか、お尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（横井昌明君） 伊勢湾岸道路から北の方でございますけれども、現在のところ、境港あたりまでは工事がなされておるとおもいます。それより北でございますけれども、23号線までにつきましては、今まだ計画段階で、今後重点的に進めていくという話は聞いております。

○議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

○14番（中山金一君） 関係機関に働きかけて、名古屋第3環状線と国道155号線が早く接続されて、弥富市の骨格道路として、臨海工業地帯の交通システムも発達するように努力をしていただくよう、お願いをいたします。

次に、弥富市内の歩道つき道路はどのように進められているのかについてですが、このたびの弥富市議会議員選挙の中で住民の声として、身近な生活道路の整備がしてほしいという要望の声を聞きました。交通事故のない安全で快適なまちづくりを進めるために道路づくりが必要であり、通勤や買い物などに使う道路なのに歩道がない。車とすれ違うたびに危険を感じる。もっと自転車が通りやすい安全性・利便性のある道路を建設してほしいなど、いろいろな要望を聞きました。交通事故の中で死傷事故の占める割合は、幹線道路より生活道路の方がほぼ2倍の事故が起きていると言われております。道路構造令を基準とした道路づくりよりも、その地区に適した道路づくりをしなければならないと思います。自治体が、住民の要望にこたえて生活道路を手直しするケースもあるというようなことを聞いたこともあります。弥富市内での歩道つきの道路建設はどのように進められているのか、お尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（横井昌明君） 歩道つき道路の御質問でございますけれども、この道路につきましては、都市計画道路など主要幹線道路の整備につきましては歩道を設置しております。生活道路に関しましては、土木申請に基づき、事業効果の高い道路において事業化を検討させていただいて、整備させていただいております。

○議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

○14番（中山金一君） 地域に密着した生活道路の整備は、地域の利便性や安全性を重視しながら、交通安全施設舗装などの整備を積極的に進めていただくように要望をしておきます。

現在、旧十四山地内でも途中で歩道が切れているところが何ヵ所かありますが、何年たっても歩道がつながっていません。これからどのように対処されるのか。また、通学道路で歩道が切れているのは大変危険です。強制制度で土地買収してでも歩道はつながらないものか、お尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（横井昌明君） 現在の十四山地内の道路の歩道の関係でございますけれども、これは多分県道のところだと思いますけど、これについて、今収用の話がちらっと出たと思うんですけれども、収用につきましては、一応公共の利益と私有財産の関係ということで、なかなか収用委員会にかけてやるというのは難しいということでございます。弥富市道でも、道路の関係で収用をかけたという事例はございません。ですので、愛知県でも数例しかないということはお伺いしております。ですので、所有者に御理解を願って歩道建設する以外はないということでございます。そういう道路につきましては、県とともに所有者のところへ行って、御理解を願うようにしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

○14番（中山金一君） 一日も早く歩道がつながりますよう、努力していただくようお願いをいたします。

次に、県道名古屋十四山線について質問いたします。

合併をしても旧十四山地区がなかなかよくなってこないというような声の中に、旧十四山地内の道路整備がおくれていることが原因の一つという声もあります。旧十四山地区のほぼ中央を東西に通っている重要道路の県道名古屋十四山線では、善太橋西信号機より尾張中央道までの拡張工事が進められていますが、20年度に完成はするのか、お尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（横井昌明君） 今の御質問でございますけれども、名古屋十四山線は、我々がいう日光橋西線につながるような道路でございます。これにつきまして、現在、尾張中央道より東の区間は重点的に整備されておるということでございます。これについても、しっかり

そこまでは話は聞いておらんですけど、重点的に整備されて、多分数年のうちにはきちっとされるということであると思います。ことしは、まだちょっと無理でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

○14番（中山金一君） 工事が始められてから何年かたっております。早期に完成が望まれておりますので、御努力していただくようお願いをいたします。

その県道名古屋十四山線で、子宝信号機より西への道路は道幅も狭く、歩道もついていません。市道から県道に格上げをして、道路の整備を早く進めてほしいという要望の声もあります。平島地区との接続工事が進められると民家の立ち退き問題もあります。民家との話し合いは進められているのか、これからの計画はどのようなになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（横井昌明君） 名古屋十四山線の西側の道路のことでございますけれども、これは全体的に6.5キロございます。そのうちで、つながっておらないところがございます。これが弥富市の鍋平4丁目から六條の間、この210メートル間はつながっておりません。これにつきまして、ことしでございますけれども、路線測量、詳細設計を愛知県に発注していただいております。そして、来年度につきましては、これを関係機関と協議し、用地測量に着手し、事業の推進をしていただくよう、お願いしたいということでございます。また、この路線については重要な幹線路線でございますので、早期完成するよう、強く県の方へ呼びかけたいということでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

○14番（中山金一君） 主要地方道で整備促進を積極的に進めていかなければならない道路ですので、民間との誠意を持った話し合いをされて、平島地区との接続工事が順調に進みますようお願いをいたします。

2点目ですが、シルバー人材センターの活動状況について質問をいたします。

シルバー人材センターの仕組みは、地域社会に密着した臨時的かつ短期的な仕事を、家庭、事業所、官公庁等から引き受け、これをシルバー人材センターに加入している会員が、その希望や能力に応じて就業するという仕組みです。就業は雇用契約に基づくものでなく、請負、委任契約により、会員の自主性を重んじて行っているとなっています。少子・高齢化社会になり、シルバー人材センターのますますの活躍が期待されています。全国では321万人もの派遣労働者が働いていると言われております。労働派遣法をめぐり、さまざまな問題が起きていますが、現在弥富市のシルバー人材センターで働いている人数はどれほどか、お伺いをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 民生部次長。

- 民生部次長兼市民課長（加藤芳二君） 中山議員の御質問にお答えいたします。

シルバー人材センターは、高齢者が長年にわたって養ってきた知識、経験、技能を生かし、働くことを通じて高齢者の能力を生かし、地域に貢献することを目的にしております。

御質問に関しましては、シルバー人材センターへ確認しましたところ、会員数、2月末現在で男性191名、女性103名で、合計294名となっております。また、働いている方の人数でございますが、289名でございます。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

- 14番（中山金一君） 289名ほどの人が働いているということを伝えていただきましたが、派遣労働者の適正化を初めとする派遣制度の見直しが論議されていますが、弥富市シルバー人材センターの職場や職種はどれほどあるのか、お尋ねをいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 民生部次長。

- 民生部次長兼市民課長（加藤芳二君） シルバー人材センターの職場としては、民間事業所140社、それから一般家庭755軒、あとは市役所となっております。また、主な職種としては、工場内軽作業、経理事務、それから樹木消毒・剪定、商品管理等となっております。団塊の世代が高齢化を迎えようとする中、就労希望者の増加が予想されます。市といたしましても、シルバー人材センターの育成支援のために、来年度から十四山地区の公共施設の清掃等の委託をさせていただき、またお願いできるものに対しては極力利用してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

- 議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

- 14番（中山金一君） 職場は、市役所や事業所、一般家庭、また職種もいろいろありまして、駐輪場の管理とか工場内の軽作業、ゴルフボール拾いなどあるということを聞いております。この中で、富浜のゴルフ場に弥富市シルバー人材センターから働きに出かけている人がいますが、その人からは、これからは人材会社に籍を移さないと雇ってもらえないというようなことをお聞きしました。どうしてそのようになるのか、お尋ねをいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 民生部次長。

- 民生部次長兼市民課長（加藤芳二君） この件に関しましては、今後、適正就業の関係によりまして、事業所への派遣就業ができなくなると聞いております。シルバー人材センターがその業務を一括して受託すれば可能であります、シルバー人材センターとしては対応できないというお話です。現在、ゴルフ場とは協議中ではございますが、シルバー人材センターを脱会して人材派遣会社に採用されていく形になると思います。以上です。

- 議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

- 14番（中山金一君） 労働者の派遣制度は、臨時的で一時的な労働力の需給調整制度であり、常用労働を代替するようなものであってはならないというような原則となっております。

労働法令に基づく長期の雇用は違法行為になり、人材会社に籍を移しての仕事になるかと思いますが、引き続き勤められるように取り計らっていただくようお願いをいたします。

次に、弥富市が所有しているバスの運転業務が、十四山保育所のバスはシルバー人材センターが委嘱を受け、業務がされていますが、大型バスや中型バスの業務は民間の人材会社が委嘱されて業務がなされていますが、大型バスや中型バスも弥富市シルバー人材センターに委嘱できないものかというお尋ねでございます。

○議長（黒宮喜四美君） 民生部次長。

○民生部次長兼市民課長（加藤芳二君） 市のバスの運転でございますけれども、バスの運転は非常に長距離・長時間に至ることが多いということで、シルバー人材センターに委託するには困難ではないかというふうに現在考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

○14番（中山金一君） シルバー人材センターの中でも優秀な技能を持った人も見えますので、長距離になると高齢になって無理かということもありますけれども、できたらシルバー人材センターの方で業務がさせてほしいというような声もありますので、また前向きな検討をお願いいたします。

シルバー人材センターの理念に賛同し、豊富な人生経験をもとに地域に貢献し、健康づくりや生きがいづくりをして自主的に働こうとする高齢者を支援する弥富市シルバー人材センターのますますの活躍に期待し、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（黒宮喜四美君） 本日はこの程度にとどめ、あす継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会します。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時40分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 佐 藤 高 清

同 議員 佐 藤 博

